

自 令和 6 年 6 月 1 0 日
至 令和 6 年 6 月 1 4 日

令和 6 年第 2 回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（6月10日 月曜日）	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（6月12日 水曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 荒内 護君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（副町長 山田光昭君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(消防監消防署長 木村秀人君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

1、質 疑	54
1、議 案 付 託	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第3号(6月14日 金曜日)	55
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、総務福祉常任委員会報告	
1、経済文教常任委員会報告	
1、表 決	56
報告第9号	承認
議案第42号 議案第43号 議案第52号	原案可決
1、表 決	59
報告第8号	承認
1、表 決	60
議案第44号	原案可決
1、表 決	61
議案第45号	原案可決
1、表 決	61
議案第46号	原案可決
1、表 決	62
議案第47号	原案可決
1、表 決	62
議案第48号	原案可決
1、表 決	63
議案第49号	原案可決
1、表 決	63
議案第50号	原案可決
1、表 決	63
議案第51号	原案可決
1、平内町選挙管理委員の選挙	64
1、平内町選挙管理委員補充員の選挙	64
1、表 決	65

発議第 3 号	原案可決	
1、表 決		67
発議第 4 号	原案可決	
1、議員派遣の件		67
	承 認	
1、町 長 挨 拶（町 長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第 5 7 号

令和 6 年第 2 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 5 日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和 6 年 6 月 1 0 日（月） 午前 1 0 時
2. 場 所 平内町議会議場

令和6年第2回平内町議会定例会 会期日程表

令和6年6月10日招集

月 日	開議時刻	件 名
6月10日 (月)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
6月11日 (火)		休 会
6月12日 (水)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 議 案 付 託 散 会
6月13日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6 月 1 4 日 (金)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 2 報告第 8 号 第 3 議案第 4 4 号 第 4 議案第 4 5 号 第 5 議案第 4 6 号 第 6 議案第 4 7 号 第 7 議案第 4 8 号 第 8 議案第 4 9 号 第 9 議案第 5 0 号 第 1 0 議案第 5 1 号 第 1 1 平内町選挙管理委員の選挙 第 1 2 平内町選挙管理委員補充員の選挙 第 1 3 発議第 3 号 第 1 4 発議第 4 号 第 1 5 議員派遣の件 (町 長 挨 拶) 閉 会

令和6年第2回平内町議会定例会

6月10日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和6年第2回平内町議会定例会

6月12日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

散 会

令和 6 年第 2 回平内町議会定例会

6 月 1 4 日議事日程表（第 3 号）

開議時刻 午前 1 0 時

開 議

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 2 | 報告第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 3 | 議案第 4 4 号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第 4 5 号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第 4 6 号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第 4 7 号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第 4 8 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第 4 9 号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第 5 0 号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕 |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 1 号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕 |

日程第 1 1 平内町選挙管理委員の選挙

日程第 1 2 平内町選挙管理委員補充員の選挙

日程第 1 3 発議第 3 号 平内町議会活性化特別委員会設置案

日程第 1 4 発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」
の県内市町村一律の制度を求める意見書案

日程第 1 5 議員派遣の件

(町 長 挨 拶)

閉 会

令和6年第2回平内町議会定例会会議録

令和6年6月10日 開 会

令和6年6月14日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第42号 令和6年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第43号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第44号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案
- 議案第45号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第46号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第48号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕
- 議案第51号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕
- 議案第52号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

2、議員提出案件

- 発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案
- 発議第4号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案

3、報 告

- 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第10号 令和5年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第11号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第12号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 町政経過報告
- 例月出納検査結果報告書

令和6年6月14日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 9 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第42号	令和6年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第43号	令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第52号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	上記同じ	上記同じ

令和6年6月14日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 亀 田 弘 徳

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第42号	令和6年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決 す べ き も の	処置妥当

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局長補佐 石 岡 むつき
--------------	----------------

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君） どうも皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

（町民憲章を朗読）

議長（船橋健人君）御着席願います。

次に、諸報告を行ないます。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に、町長より、提出されました、案件は、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」、「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第42号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第43号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第44号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案」、「議案第45号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第46号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第47号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」、「議案第48号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第49号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」、「議案第50号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕」、「議案第51号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」、「議案第52号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」以上13件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案」、「発議第4号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案」2件が提出されておりますので、各位に配布してあります。

また、報告関係では、町長より、「報告第10号 令和5年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第11号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第12号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について」また、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布してあります。

また、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

次に、参考資料といたしまして、選挙管理委員会委員長より「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」の通知、また、「政党機関誌の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」、「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情」が提出されましたので、各位に配布してあります。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番内海 伸君、4番田中 大君を指名します。

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月14日までの、5日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元の配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第3、「報告第8号、報告第9号」及び「議案第42号」から「議案第52号」まで、以上13件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。本日ここに、令和6年第2回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会には、専決処分した事項の報告及び本年度の一般会計補正予算案並びに条例の改正案等、合わせて13件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

報告第8号及び報告第9号は、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。

まず、報告第8号「平内町町税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、専決処分をしたものであります。

次に、報告第9号「令和6年度平内町一般会計補正予算」であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金事業及び令和6年度平内町物価高騰対応支援給付金給付事業について、いずれも令和6年度個人住民税が確定後速やかに実施することとされており、事業実施に必要な事務費、システム導入及び調整費、給付金について早急に予算措置が必要となったことから、歳入歳出同額の1億2,406万6千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに78億2,884万3千円となったものであります。

以上2件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の規定により、報告第8号については令和6年3月29日付けをもって、報告第9号については令和6年4月15日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、議案第42号「令和6年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、急を要する事務、事業等の費用を計上し、歳入歳出ともに6,332万7千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに78億9,217万円となったものであります。

補正の主なものとして、歳出では、シルバー人材センター活用業務委託料、児童手当事業費、保育対策総合支援事業費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、学校給食センター屋根補修工事費、平内町武道館エアコン設置工事費において新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する歳入の財源として、歳出に関連した補助金等のほか、なお不足する額は財政調

整基金を取り崩して歳入歳出同額といたしました。また、役場新庁舎建設に係る公募型プロポーザル再開に向け、新たに債務負担行為を設定する必要が生じました。詳細につきましては、負担限度額は３５億円に据え置き、期間のみ変更し、令和７年度から令和２９年度とすることといたしました。

次に、議案第４３号「令和６年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに６９万７千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに１９億１，１２５万９千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額いたしました。歳入では、基金繰入金と国庫支出金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第４４号「平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案」ですが、本条例案は、平内町役場建て替えに伴い、令和３年に平内町役場の位置を変更する条例を全部改正したところですが、プロポーザルの募集中止に伴い、役場庁舎の建て替え予定時期が１年から２年程度延期される見込みであることから、附則中の施行時期を併せて延長するものであります。

次に、議案第４５号「平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を踏まえ、一部改正するものであります。

次に、議案第４６号「投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、本条例案は、現行の投票管理者等の報酬額については、令和元年５月１５日改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第１４条に規定する額と同額となっており、改正後の額に比べ、２００円から１００円低い額となっていることから、当町における報酬についても同法の基準に基づいた額へ改正するものであります。

次に、議案第４７号「平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」ですが、本条例案は、行政手続における負担を軽減し、業務効率化及び町民の利便性向上を図るため、町民から提出される申請届出等の行政手続についての押印の見直しを全庁的に実施するにあたり、条例で様式が定められているものについて、所要の改正が必要なことから関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４８号「平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」ですが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和６年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４９号「平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」ですが、本案は、学校長を経由して保護者に支給していた特別支援教育就学奨励費について、令和６年度から振込手数料が必要となり多額の費用を要するようになることから、町から直接保護者へ支給するため関係条文の整備を行うものであります。

次に、議案第５０号「工事の請負契約について[平内町防災行政無線機能強化工事]」ですが、本案は、平内町防災行政無線機能強化工事にかかわるもので、各地区、町内会に設置している防災行政無線のスピーカー等については、設置から１５年以上経過しており、今後故障した際に機器、機材の更新が出来なくなることから、機能強化、性能を向上したものを設置、更新することとし、去る５月２３日指名競争入札を執行したところ、扶桑電通株式会社青森営業所が落札し、仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第５１号「財産の取得について[除雪グレーダ]」ですが、現在保有する除雪グレ

一ダは平成8年に納入したもので、25年以上が経過し、近年は老朽化により故障が多発しております。この度、社会資本整備総合交付金を活用し、更新するものであり、去る5月10日指名競争入札を実施し、最低価格者である日本キャタピラー合同会社青森営業所と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」であります。本案は、令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収については、市町村において地方税である個人住民税均等割と併せて行うこととされたため、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えなければならないことから、青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、協議する必要性が生じたため提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしましたが、議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日11日は、議案熟考のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、明日11日は、休会と決定しました。

来る12日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前10時19分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
日程第2、質 疑
日程第3、議案付託

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局長補佐 石 岡 むつき
--------------	----------------

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議 長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、4番田中 大君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君）皆さん、おはようございます。

令和6年元旦に発生した能登半島地震から約半年が経過しました。石川県内では、仮設住宅の建設が進む一方、今も多くの被災者の皆様が避難所での不便な生活を余儀なくされていることを考えると、胸が締めつけられる思いであります。これから暑い夏を迎えますが、8月までに全ての希望者が仮設住宅に入居できるよう建設を進めているとのことですが、資材不足等も懸念される中、一刻も早く仮設住宅が建設されることをお祈り申し上げ、一般質問に入ります。

新規の子育て支援事業についてと題しまして、コロナ禍や物価高騰などを受けて、子育て世帯への経済的な負担軽減を求める声が高まっていること等を踏まえ、公立の小中学校の学校給食費を無償化した自治体が最近増えています。令和5年1月23日開会の第211回国会においても、与野党から、学校給食費の無償化へ向けて、前向き、あるいは積極的な発言が相次ぎました。

明治22年、山形県の私立小学校において、貧困児童を対象に無料で学校給食を実施したことが起源とされる我が国の学校給食ですが、昭和29年、学校給食法が定められ、学校給食の実施体制が法的に整いました。学校給食法第4条において、義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとされています。

また、同法第11条に基づき学校給食の実施に必要な施設、設備費や人件費等は学校の設置者の負担となっていますが、それら以外の経費である食材費は保護者負担となっております。ただし、同法第11条に関し、学校の設置者の判断で保護者負担を軽減または負担なしとすることは可能とされています。近年は、学校給食費の無償化を実施する自治体が増えていますが、全国の自治体の大部分が進めているわけではなく、検討段階、または実施予定のない自治体が大半となっております。

公立の場合、学校給食費の無償化は自治体主導で行われておりますが、財政の状況によっては実施が厳しい自治体もあるため、地域格差が生じ得る点は無償化の大きな問題ともされております。

また、学校給食費の無償化を実施することにより、給食の品質が下がる点も懸念されており、無償化を実施すれば、保護者の学校給食費負担がなくなる一方、限られた財源で子供たちに食事を提供しなければならないため、食材の値上がりなどにより財源不足に陥った場合には、現在よりも給食内容が質素になるおそれもあり、品数も少なくなる、栄養バランスを考えた食事を提供できなくなるといった問題があると指摘されております。

当町においては、昨年1月より学校給食費無償化を実施しております。青森県は本年2月20日、2024年度当初予算案に関連経費約20億円を盛り込み、10月から全国初となる県内小中学校、学校給食費を無償にする方針を発表しました。各市町村に対し給食費の平均額である1食当たり小学校280円、中学校310円を上限に分配するとしております。県内自治体の給食費は無償が17市町村、一部無償が14市町村、未対応が9市町村であります。既に独自予算で無償にしている自治体には、新規の子育て支援事業を行った場合、その8割相当の金額を交付し、ほかの子育て支援事業に活用していただくこととしております。報道によると、平内町への交付上限額は、約2,755万円となっておりますので、満額交付を受けるため2割負担を考慮した場合、総額で約3,443万円の新規子育て事業を実施することが可能になります。2割負担分の約688万円は、決して少額な負担であるとは言えません。事実、負担を考慮するに、新規事業の実施は困難であると表明した自治体もあります。

そんな中、報道によれば、既に独自で無償化しているおいらせ町は、この交付金を新たな子育て事

業に活用していくと明らかにしました。当初は交付金を利用しない意向でありましたが、町民の利益のためとして方針転換しました。おいらせ町は、これまで自治体間の不公平感が拭えないと県の対応を批判しておりました。

当町においても、既に多くの子育て支援事業を実施しており、今般の県の予算措置をさらなる子育て支援拡充のチャンスと捉え、Uターンの促進や、移住者の増加など、人口増加に取り組む機会とするべきではないでしょうか。

青森市を含め他東青管内の自治体は、全て学校給食費無償となっております。平内町で実施していない子育て支援事業の一例を挙げるに、今別町ではランドセルの支給、外ヶ浜町では運動着一式を支給しているとのことです。平内町は、今年度から小中学校の修学旅行費無償化、卒業アルバム代金無償化も開始しました。負担ありの8割交付ではありますが、平内町の子育て支援のさらなる充実のため、新規事業として学校指定の運動着一式、校内内履き、スクールザックの支給を開始すべきと考えますので、町長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの田中 大議員の御質問にお答えいたします。

新規の子育て支援事業についてであります。県では、令和6年度から、学校給食費やそれ以外の子育て費用の無償化等の事業を実施する市町村を支援するため、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を交付することとしております。

本交付金の交付対象事業には、学校給食費無償化事業と市町村提案事業があり、市町村提案事業としては、県が推奨する学校給食費以外の子育て費用（こども医療費、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯以外の保育料、保育所等給食費）の無償化事業のほか、市町村が新たに実施する子育て費用の無償化事業のうち、県が認めるものとなっております。

しかしながら、本交付金は、令和5年度に自主財源または国交付金等を活用して子育て費用の無償化を実施している事業は、交付対象外となっております。当町における令和6年度の交付金上限額は1,377万8,000円となっておりますが、議員御承知のとおり、当町では、学校給食費の保護者負担の無償化のほか、県が推奨するこども医療費等の無償化事業にも既に取り組んでいることから、本交付金を活用するには、市町村提案事業として新たな子育て支援に取り組む必要があり、その場合の交付率は8割となっているため、2割分の新たな財源確保が必要となります。

以上を踏まえまして、新たにどのような子育て支援事業ができるのか、将来的な町の財政負担も考慮しつつ関係各課で検討した結果、今年度につきましては、小中学校の修学旅行費及び卒業アルバム代に係る保護者負担の無償化事業に本交付金を活用することとして、今後、県に事業計画書を提出する予定となっております。当該事業に係る県からの交付金額は848万円となる見込みであります。

議員から提案のありました、学校指定の運動着一式、内履き、スクールザック等をそろえた場合の家庭の負担は、小学校では1人当たり1万6,000円から2万円、中学校では約3万2,000円となり、令和7年度入学者に支給した場合は約270万円となり、県からの交付額は216万円となります。

参考までに、令和7年度の交付予定額は2,755万円で、町負担額は、議員御指摘のとおり688万円となっておりますが、当年度分を含めた今後につきましては、2割の町負担分もあることから、財政状況を勘案した上で、議員御提案の子育て支援事業も視野に入れながら、他の子育て支援に係る

政策の優先順位も考慮しつつ検討したいと考えております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、4 番田中 大君。

4 番（田中 大君） ただいまの説明では、令和6年度交付上限額1,377万8,000円に対し、小中学校の修学旅行費と、卒業アルバム代に848万円を充当するとのことですので、529万8,000円の未執行となります。私が提案した学校指定の運動着一式ほかの支給額216万円は、十分可能な額であります。なおかつ、上限額313万8,000円の交付金が活用できます。学校給食費無償化、子育て支援市町村交付金については、不公平感が拭い切れないことから、県内の市町村一律の制度を求める意見書案も提出されたところではありますが、せつかくの交付金制度でありますので、令和6年度を含め、7年度以降も上限額を活用して、さらなる子育て支援制度の充実を図られますよう、再度要望いたしまして、質問を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、2番荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして質問いたします。

その前に、この議会に私を送り出してくれた町民の皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、高校生に対する支援事業についてであります。

以前は、当町にも県立平内高校と松風塾高校の2校があり、高校生でにぎわったときもありました。しかし、今は、大和山の松風塾高校1校です。当町の多くの高校生が、鉄道やバスを利用し、通っているのが現状でございます。最近の物価高騰が家庭の大きな負担になっています。高校生を持つ親御さんからは、定期を買うのも大変だという声が多く聞かれるようになりました。新しい子育て支援事業がどんどん進められていこうとしている中で、高校生に対する支援事業も進めるべきであると私は考えます。

平内町における高校生の通学事情を考え、電車、バスなどの定期購入時に助成できないものかお答えください。

2つ目は、新しい子育て支援事業についてであります。

皆様も御存じのとおり、宮下知事は給食費の完全無償化を発表いたしました。当町のように、既に実施している自治体は対象外という考え方です。そして、新しい子育て支援事業には8割の補助をすると方針を定めています。いまだ納得いかないところもありますが、ここは100歩譲ってでも新たな子育て支援策を考え、前に進むべきだろうと考えます。

そこで、小学生、中学生を持つ親御さんから入学時の経費が負担になってきた。特に2人重なったときは大変だという声も聞かれています。入学時の負担を少しでも軽減できないものかと考えるところであります。改めて、小中学生入学時の家庭の負担軽減を強く求めるところであります。

この質問は、先ほど田中議員からもあり、財源と照らし合わせて前向きに考えるという町長の御答弁をいただいておりますので、私からの答弁は求めません。

次に、既存の子育て支援についてであります。

平内町における園児の皆さんには、2017年より、保育料の無償化と3から5歳児の副食費の無償化が、そして、2023年からは、小中学生の給食費が無償化されました。これは、先輩議員の熱

い思いと船橋町長の実行力があつたからこそ思っております。町民からは、大変喜ばれているとお聞きしております。

しかし、その反面、給食費無償化の問題点も最近見えてまいりました。この頃の物価高騰により、限られた給食費の中で、食材を確保するのが困難になってきて、現場ではやりくりするのに、大変苦労されているとのことであります。

ある学校では、子供たちに提供する給食の量を減らしたり、副食を一品減らしたりということが実際に行われています。これは私はとても残念なことだと思っています。子供に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであります。幼児や小中学生には、食育はとても大事なことなんです。

伺います。今後、社会情勢に合わせて、副食費や給食費の変更、見直しをされていくのかお答えください。

続きまして、防災対策と災害対策についてであります。

最近の自然災害は、日本はもとより、海外でも多発しております。それも今までに体験したことのない大きな災害が起きています。一体地球はどうなるのだろう。日本はどうなるのだろうと不安に思うところであります。町民の皆さんも恐らく不安を感じているだろうと思います。思えば思うほどに身近な海は大丈夫だろうか、山は大丈夫だろうか、川や道路は大丈夫だろうかと気になる場所があります。

そこで、防災対策について、伺います。

以前から、太田議員より、地域の要望と防災の観点から盛田川や小湊川などの雑木を伐採してほしいという質問があつたと思います。これに対して、町では二級河川なので、県と話し合いながら実施していきたいと回答しております。実際に、今、小湊川の工事が行われているところを見かけます。これは太田議員の地域に対する熱い思いと、船橋町長の実行力、そして何よりも町職員の努力があつたからと、心より感謝するところであります。

引き続き盛田川の伐採、整備を強く望むところであります。盛田橋付近の盛田川の雑木伐採と川底の整備については今までも盛田町内会長や地域の方々から、続けて要望が出されていると聞いております。伺います。

これに対しての結果と今後の進め方をお聞かせください。

次に、災害対策について伺います。

地震災害においては、東日本大震災と能登半島地震が、皆様の記憶に残っているところだと思います。このとき、多くの方が避難所に避難されました。避難所生活を余儀なくされた方々から、女性に対する配慮が足りないと、強く指摘されていきました。また、当町には、障害を持つ方や高齢で独り暮らしの方もたくさんおられます。大きな福祉施設も数か所あります。そこでは多くの利用者さんが生活しております。平時においてはなかなかお目にかかる機会がなく、普段の様子を知り得ることはできません。しかし、有事の際には、地域の皆さんと一緒に避難生活を過ごすこともあると思います。さらには、避難所での生活が困難な高齢者や障害者など配慮を必要としている方々を受け入れる場所として、福祉避難所を町が開設することとなっています。普通の避難所よりさらに配慮しなければならないことが多くあると思います。そうなったときに、皆さんが安全に、安心して避難所生活ができるだろうかと不安に思うところがあります。改めて伺います。

避難所生活での女性に対する配慮がなされているのか、また、病気を持った方や障害者、高齢者にも配慮した準備がなされているのかお答えください。

以上、壇上からの質問でございます。よろしくお願いいたします。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、荒内 護議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の子育て支援策についてであります。先ほどの田中 大議員への答弁の際、御説明申し上げました交付金の交付対象事業や内容等につきましては省略し、お答えをいたしますので、御了承願います。

まず、1つ目の①平内町における高校生の現状と、通学に係る電車、バス等の定期購入時に助成できないかについてでございますが、令和3年3月31日をもって青森県立青森東高等学校平内校舎が閉校となったため、中学生は進学に当たり、青森市内や野辺地町等への高等学校へ進学せざるを得ない状況となっております。進学先は、過去3年間で203人の卒業生のうち、青森市内の公立高校は143人、青森市内の私立高校が38人となっており、青森市内への進学が約90%となっております。主な通学手段である青い森鉄道では、多様な通学に対応するため、通常の1か月、3か月、6か月の定期乗車券のほかに、学期定期や片道定期などを準備しており、生徒は自分の高校生活合わせたそれぞれの定期を購入しております。また、私立高校については、スクールバスが運行されており、負担額は高校によって異なります。

県の交付金を定期購入時の助成に充てられるかどうかについては、充当することは可能ですが、2割の町負担分があることから、財政状況を考慮し、また、他の子育て支援に係る政策を考慮して検討していきたいと考えております。

次に、小中学校の入学時の保護者の経費負担を軽減できないかについてでございますが、子育て費用の無償化につながると明確に判断できない単純な現金給付は交付金の対象とならないため、町では実施する場合は、いわゆる償還払いと呼ばれる学校指定の運動着等の購入助成等は交付金の対象となりますが、先ほど田中 大議員への答弁でも申し上げましたとおり、町の財政状況等見定めながら検討したいと考えております。

次に、2つ目の今後の社会情勢に合わせ、副食費、給食費の変更見直しをされていくのかについてでございます。

まず、副食費については、2019年の国の幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた3歳から5歳までの副食費が保護者負担となりました。議員御承知のとおり、当町では、国に先行して、2017年から保育料の完全無償化を実施するとともに、平内町特定教育・保育施設に係る副食費補助事業実施要綱を制定し、各保育園等が定める副食費の実費徴収に対し補助を行うことにより、国の無償化対象外となった3歳から5歳までの副食費の無償化を実施いたしました。

副食費補助金の金額設定に当たっては、国が定める公定価格を上限としており、今年度は月額4,800円で、前年度比100円の増であります。

今後につきましても、公定価格の改定に合わせて、変更・見直しをしてまいります。

次に、給食費につきましては、町議会議員も構成員となっております平内町学校給食センター運営委員会で審議することになっているため、令和5年度に物価高騰分として食材費465万円の補正している状況を踏まえながら、今後、委員の意見を拝聴して総合的に判断したいと考えております。

2点目の防災・災害対策についての1つ目、盛田川の雑木伐採と川底の整備についてであります。議員御承知のとおり、盛田川は県管理の二級河川となっております。町では毎年春先に東青地域県民局地域整備部へ県が管理する道路や河川などに対しまして要望活動を行っており、今年度も5月下旬に部長さんをはじめ、担当課長と一緒に、町からの要望箇所を回り、事業化に向けてのお願いをして

いるところであります。その中で、議員や盛田町内会より要望が上がっております盛田橋付近の雑木伐採と川底の整備についても、現地を訪れ要望を行っております。県からは現在、盛田川の青い森鉄道の鉄橋の上流部において継続して河床整備の工事を行っており、この工事があと3年ほどかかることで、この工事が完了後に盛田橋付近を含む鉄橋から下流部について実施していくとのことでありました。ただし、盛田橋近くにある安全上支障がある雑木については、今年度中に伐採を行うとの回答を得ておりますので、御理解をいただきたいと思います。思っております。

次に、2つ目の避難所における障害者等への準備配慮についてであります。大規模災害時の避難所の運営について、まず、防災備品についてでございますが、食料品をはじめ、生活用品を備蓄しており、その中には生理用品もございます。しかし、現在の備蓄品の基準や種類や数量については十分とは言えないため、内容を精査し、今後も備蓄を進めてまいりたいと思っております。

次に、女性や障害、病気を持っている方等への配慮が必要な避難者への対応についてでございますが、避難所では個室の利用により、避難生活空間を分けることを検討しております。避難所に指定しております学校では、教室等、多くの個室がありますし、学校以外の避難所において個室の数が不足する場合は、間仕切りや屋内用テントを使用し、個人のプライバシーの確保に努めてまいります。

また、避難所に保健師や女性職員を配置することにより、避難者の要望や相談を受けやすい体制づくりに努めてまいります。

いずれにいたしましても、子育てについては、今後、県の補助金等を活用して、どういう支援事業ができるか検討して対応していきたい、こう思っているところです。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 答弁ありがとうございます。

まず、1つ目の高校生に対する助成でございます。

十分充当することを考えて前向きに検討していきたいという御答弁をいただきました。高等学校等就学支援や、所得制限付きの授業料無償化など、高校生に対する支援が行われているところですが、新しい事業を取り入れていきたいと言ってほしいというふうに考えます。高校生にも、是非手厚い支援が必要です。町独自の事業として、時代や社会に合わせて強く望みたいと思います。

次に、副食費、給食費に対してであります。公定価格に合わせて、また、社会情勢に合わせて前向きに御検討されていくという回答をいただきました。当町も厳しい財源の中でやりくりしていることは十分承知でございます。宮下知事の言葉を借りるならば、財源論ではなく子育て論で考えてほしいと、親御さんも当たり前と思わず厳しい財源の中でやっていることに感謝し、子供たちの食育をみんなで守っていききたいということを強く希望します。

次に、防災対策についてですが、県の事業なので優先順位は当然ありますし、盛田川の川底の工事については、今後3年から4年かかるということで、3年、4年かかっても、是非ここはお願いしたいと。

また、前向きに、橋にかかる雑木伐採については、今年度中に実施するという回答をいただき、我々地域住民としては、すごく心強く安心するところであります。盛田川の雑木伐採と川底の整備については、ただいましっかりと御答弁いただきましてありがとうございます。県では大雨により、小湊川及び盛田川が氾濫したときに浸水するおそれの高い区域として、浸水洪水想定区域を定めております。二、三年前には想定区域の大幅な見直しが行われました。そのときに、小湊、山口、小豆沢、藤沢、盛田、福島、福館、平川の8地区が新たに加わっております。

この中で、私が一番心配するのは、小湊の後范地区と、和田地区であります。川に最も近く、盛田

川の川底が上がってきているために、今や川よりも低い状態にあるのではないのでしょうか。住民からは、川から住宅周辺の側溝に逆流しているとも聞いています。二級河川なので、県の事業とはいえ、災害はいつ起こるか分かりません。町長はじめ町職員もいろいろ頑張っていただいて、先ほど3年、4年、そして、今年度中に雑木伐採という回答いただいておりますので、我々議員としても、また、一緒になって、少しでも早く工事ができるように一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、災害対策についてです。

プライバシー、女性の目線ということは、しっかりやられているようですし、ただその中で、やはりまだ足りない部分もあると、これからいろいろ検査して、そこら辺は充足していくというふうな御回答をいただきました。障害者は普段、皆さんも平時においてはなかなか目にすることもなく、いざとなったときにどういう状態でこの人たちが避難所生活をするのかというところがなかなか分かりづらいただろうというふうに思います。なので、これからはそういう障害者とも、また、施設関係者ともよく話し合う機会を設けていただいて、その障害者にも十分な配慮ができるような、そういうふうな避難所生活にしていいただきたいなということを改めて強くお願いしたいところでございます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（船橋健人君） 以上で2番荒内 護君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。

さきの町議選で再選することができました。青森市との合併阻止から20年余り、私は協働のまちづくりの構築へ、この気持ちがますます強くなっております。皆さんには今後とも御指導、御鞭撻よろしく願いいたします。

まず、質問の1として、平内町耐震改修促進計画についてであります。

当町や近隣自治体において、歴史的な大被害を被った地震もなく、ましてや県が想定している当町の大地震の内陸直下型地震も過去に起きたことはありませんでした。そのために、地震に対する構えが薄かったことも偽りないことです。しかしながら、1月1日の能登半島地震後も続く全国的に頻繁に起きている現象と、日本国土を覆っているプレートの存在は、当町にとっても将来的に安心だとの保証はありません。

そこで、当町の地震に関する計画について質問するものであります。

国の耐震改修促進法が1995年、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で多くの尊い命が奪われた要因の多くが、住宅、建築物の倒壊の教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に向け、1995年平成7年に制定されました。その後も2004年平成16年10月の新潟中越地震が発生し、法律の実効性を高めることなどを目的とし、県では、2006年平成18年度に青森県耐震改修促進計画を策定し、当町では、2010年平成22年3月に、平内町耐震改修促進計画を策定しています。その後、東日本大震災後の2013年平成25年5月29日に同法が変更され、当町では、2016年平成28年3月に改定しています。

青森県が2014年平成26年度に作成した、青森県地震津波被害想定調査報告書によると、太平洋側海溝型地震、日本海溝型地震及び内陸直下型地震の3種類が想定され、当町を内陸直下型だと想定しています。平内町耐震改修促進計画では、当町の想定内陸直下型地震で、マグニチュード6、7の際には、70%の区域で6弱以上、人的被害は死者数150人、負傷者数700人、建物被害は、

全壊1,600戸、半壊2,900戸と予測しています。

国では、日本海溝・千島海溝周辺型地震や南海トラフ地震及び首都直下地震発生の切迫性が指摘され、一たび地震が発生すると、被害は甚大なものと想定しています。県では、2016年の平成28年6月以降、青森県耐震改修促進計画を三度改定し、2030年令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としております。

そこで次の点を質問いたします。

その①として、計画の実践についてであります。

アとして、当町の住宅耐震化は、2014年平成26年1月現在で、4,383戸のうち、耐震性住宅は2,348戸の耐震化率は53.5%との報告ですが、あれから10年たちました。今日の現状を示してください。

イとして、国への報告として、2023年令和5年4月1日現在で、当町は一戸建て住宅耐震診断に、国支援の補助金制度を活用しているとなっておりますが、今日までの実績を示してください。

ウとして、国への報告として、2023年令和5年4月1日現在で、当町は一戸建て住宅耐震改修に国支援の補助金制度を活用しないとしていますが、その理由及び今後の方針をお伺いいたします。

②として、計画の改定については、県の2020年令和2年、2022年令和4年の改定を受け、県内市町村の自治体は改定を図っていますが、当町は2016年平成28年3月改定以降、改定は行われておりません。当町の計画改定予定をお伺いいたします。

2点目は、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金についてであります。

学校給食費の無償化は、昨年6月の知事選で3候補が子育て費用の無償化を競い合うような状況が生まれたところから始まっています。市町村交付金の最大の眼目は、県内40市町村全て学校給食費の完全無償化を目指すことにありますが、この事業の制度設計の特徴はそこにとどまらず、それ以外の子育て費用の無償化も段階的、連鎖的に進めることを目指すところに特徴があります。事業名が学校給食費無償化等子育て支援事業である意味もここにあります。

しかし、最大の問題は、市町村交付金が既存事業に充当できないことです。当町は学校給食費の無償化、高校生までの医療費無償化や保育園料の副食費を含む無償化に充当できません。これでは、県の交付金で実施できる自治体と独自の財源を基本にせざるを得ない自治体と二分されてしまいます。交付額は、県内全自治体の学校給食費の平均額、小学校280円、中学校310円に、児童生徒数と日数を掛けたもので、この算定方式には不公平感はありません。しかし、交付率は、第1段階の給食費無償化には10割、第2段階のそれ以外の新たな子育て支援には8割との差をつけることは、国においても、このような交付金があったというのでしょうか。過去、市町村が独自に行っている政策を国や県で統一して行くと決定した際に、実施自治体と実施していない自治体で交付金の渡し方に差をつけた事例があったのでしょうか。

東奥日報社が実施した県内市町村長の学校給食費無償化等子育て支援交付金への評価のアンケートには、未実施自治体首長でも、総論は評価するが、各論として、事前に調査をして欲しかったと記し、かつ、見直しを求めています。その背景には、知事の説明にあります。知事は、給食費無償化を実施している17自治体が交付金を無償化に充当すれば、その分浮いた分のお金を子育て支援事業以外に使うことを防ぐとしております。また、既存事業以外の新たな子育て支援への8割交付の説明では、上限概算額を交付するので公平ですと、逆に事業効果がさらに拡大するとの説明です。

この論調は、平内町を例にすると、当町の交付算定方式では、通年換算で上限概算額は2,755万円です。2,755万円の全額交付を受けるには、3,444万円の事業をこなさないとのことです。

事業の交付率を8割として、10割の事業には4分の5、すなわち125%の3,444万円となり、支援が拡大するとの言い回しであります。しかし3,444万円から2,755万円を差し引いた2割の689万円は、町または受益者負担となります。満額の交付金を得るためには、町または受益者負担が伴う制度は、県が幾ら給食費無償化を実施している17市町村に丁寧な説明をしたとしても、理解を得ることはできないでしょう。

また、事業名が学校給食費無償化等子育て支援事業は、給食費無償化事業以外の子育て事業として段階的、連鎖的に進むことを目指すところにあります。しかし、無償化の既存の子育て事業には回してはいけないとのことであります。

ユーチューブでの知事のマスコミ関係者への口調からは、財源が豊かだから無償化しているのだよとの認識が見え隠れするのであります。しかし、当町は今年度の当初予算でも、高校生までの医療費無償化や保育園料の無償化には起債による借金で補っています。実施している多くの自治体は実施していない自治体より財政力指数が低いにもかかわらず、他事業を削ったり、借金をしたりするなど苦心し、予算化しているのが実態です。要は、少子化対策に対する子育て支援を重視するか否かの違いではありませんか。

政府は昨年6月13日、こどもの未来戦略方針の中で、学校給食費無償化の実現に向けて閣議決定しました。イの一番に、学校給食費の無償化自治体の取組状況や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとしています。その上で、法制面等も含め課題を整理し、具体的方針を検討するとしています。近い将来、国が給食費無償化を決めた際に、青森県は既に実施しているので給食費には交付しない。新規の子育て支援を行った場合に限り8割を交付しますという条件をつけられたときに、知事は素直に受け入れられるでしょうか。

そこで次の点を質問いたします。

その1つとして、東奥日報社が実施した県内市町村長の学校給食費無償化等子育て支援交付金の評価アンケートの評価に対し、町長はどちらとも言えない、分からないとし、意見、要望の欄では、無回答となっています。無回答なのは、40市町村中、町長だけです。真意をお伺いいたします。

2つ目に、制度の改善を求めつつも、10月から半年分、来年度から通年分の予算が執行されます。前定例会の第1回定例会では、町全体として、優先順位をつけていく必要があると述べられましたが、来年度の交付金について現況の構想をお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の平内町耐震改修促進計画についての1つ目、計画の実践についてのアの住宅の耐震化率についてであります。現在、詳細な調査を行っている最中でございますが、令和5年度末現在の概算で、住宅4,687戸のうち、耐震住宅は2,914戸で、耐震化率は約62%となっており、平成26年度時点より9%上昇しております。

次に、イの住宅耐震診断補助金の活用実績についてでございますが、同事業は国の補助金を活用し、平成27年度から毎年2件分の耐震診断の募集を行っておりますが、問合せは何件かございますが、実際に応募に至った件数はゼロでございます。

次に、ウの住宅耐震改修の補助事業を活用しない理由と今後の方針についてでございますが、耐震改修を行う条件として、耐震診断を実施し、耐震化が必要であると診断されることが条件となっており、先ほど述べました耐震診断の申込みがないこと、また、水産商工観光課で実施しております平内町地

域活性化住宅リフォーム支援事業において、補助金の上限は20万円ではありますが、耐震化工事も可能であるため、補助事業の活用は行っておりませんでした。しかし、今年元旦に発生した能登半島地震において亡くなられた方の多くは耐震化が行われない住宅の倒壊による圧死であったことを踏まえ、現在、耐震化推進のために、補助事業の活用を検討しているところでございます。

ただし、新築住宅建設補助金、リフォーム支援事業補助金などとの調整が必要なため、どこに窓口を置くかなども含め、関係課と協議を行い、令和7年度からの実施に向けて準備を進めていきたいと考えております。

次に、2つ目の平内町耐震改修促進計画の改定についてであります。町では、平成22年に計画を策定し、公表しておりましたが、平成27年に地震の被害想定の見直しが行われたことから、それに合わせ平成28年に1回目の改定を行っております。今後の改定につきましては、令和3年12月に、国の基本方針が改定されたこと、再度巨大地震の想定が見直されたことから、それらを踏まえて、今年度中の改定に向けて準備を進めているところであります。改定が終わり次第、ホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

第2点の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金についての1つ目、県内市町村長へのアンケートについてでございますが、新聞社からのアンケート依頼時点では、県から市町村交付金制度についての正式な通知もなく、また、具体的な内容をはっきりと分からない曖昧な状況であったことから、県の市町村交付金制度についてもどちらとも言えない、分からないと回答したものであります。

また、町の漁港整備事業や様々な県からの支援による町の事業なども抱えている中、理由について軽率な意見、コメントはできないものと判断し、無記載としたものであります。

現在、県から正式な通知があり、具体的な市町村交付金制度が分かったことから、県からの市町村交付金制度が継続する限り、県の交付金制度を活用しまして、今後町民の皆様や各方面からの意見を踏まえ、町としては優先順位はありつつも、町民に寄り添った町の宝であります子供たちに向けた施策を保持し、展開してまいります。

子供は町の宝でございます。その子供たちのために我々に何ができるかそれを一生懸命考えて、子供たちのために一生懸命政策を推進していく、こういう考えでございます。

次に、2つ目、本交付金の活用についての現況についてであります。先ほどの田中 大議員の質問でもお答えしましたとおり、当町は既に学校給食費無償化に取り組んでいるため、交付金を学校給食費の無償化事業に活用することができません。町が今年度、この交付金を活用するためには、2割の町負担分が生じることになりますが、新たな子育て支援事業として、今年度当初予算に計上して取り組むことにしておりました小中学校の修学旅行費及び卒業アルバム代の無償化事業に活用する予定としております。町では、これまで、子育て費用の保護者負担の軽減に向けて、厳しい財政状況の中、何とかやり繰りして、学校給食費無償化に加え、18歳までの子供医療費の無償化、保育料完全無償化など、町独自の子育て支援の充実に取り組んでまいりました。いずれにいたしましても、子育て支援は、恒久的に実施する必要があるものと考えますので、今後さらに新たな子育て支援に取り組んでいくためには、将来的な財政の確保見通しも含めて様々な子育て支援に係る政策の優先順位も考慮しながら検討したいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議 長（船橋健人君） ここで10分間のトイレ休憩を取ります。暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。はい、10番田中光弘君。（「は

い」の声あり)

10番(田中光弘君) 耐震化率の現状は、10年前に比べまして9%増の63%という答弁でありました。昭和55年以前、本来は昭和56年の5月31日以前の旧耐震法が対象になっておるわけなんです、この9%増というふうな中に、空き家は含まないで居住している建物が対象であるわけなんです、この調査の結果というのは、そのように空き家を含まれての結果であるのか。これを担当課長から。

地域整備課長(佐々木隆志君) 田中議員の御質問にお答えいたします。

今、細かい集計を行っている最中でありまして、今回お示ししたのは、空き家も入っております。ですので、実際、空き家を除いた場合に関しては、もう少し耐震率が上がるのではないかという具合に考えておりました。以上です。(「はい」の声あり)

議長(船橋健人君) はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 確かに、10年もたちますと、昭和56年以前の建物、44年もたっていますから、建て替えとか、そういう人も増えてきている分、この耐震性のない家屋の絶対数は減ってくるわけで、実際、耐震改修での実績というのはどうなんでしょう。

議長(船橋健人君) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) 実際に耐震改修が行われた住宅が何件あるかということについては、地域整備課では若干把握しておりません。以上です。(「はい」の声あり)

議長(船橋健人君) はい、田中光弘君。

10番(田中光弘君) 分かりました。それじゃあいに行きます。イの耐震診断、これは募集しておるけれどもなしと。これは耐震化の改修にも関連するわけなんです、どのような周知方法というか、説明しているか。ただ、募集といっても、その対象者の所有者というのは、全体に行き渡っているのかどうかというのちょっと疑問に思うわけなんです、どのような周知の方法しておるのか

議長(船橋健人君) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) 田中議員の質問にお答えいたします。

個別には広報はしておりませんが、毎年、回覧及び町の広報及び町のホームページにおいて、耐震診断の募集の案内をしているところでございます。以上です。

議長(船橋健人君) はい、田中光弘君。

10番(田中光弘君) 木造住宅耐震診断支援事業、これは診断費用が14万7,000円のうち、13万6,000円が公費負担と、この公費負担の内訳というのが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、所有者の負担は1万1,000円、これはいろいろ条件がありますが、そういうふうな事業となっております。確かに、この回覧板とか、ホームページというのもよろしいんですが、果たしてその対象所有者、全員が全員見ているかというのも疑問でもありますし、また、下水道と同じように、独り暮らし、後継ぎが来ないと、私の代で終わりというところはなかなか難しいわけで、なぜ私がこういうふうに言うかというのは、国、県を通して、今新しく計画される、改定されるわけですが、6年後の令和12年度までに、そういう耐震性のない家屋はおおむね解消しますと、多分、町の改定でもそういうふうに乗ると思うんですが、じゃあそれに向けてはどのように向かっていけるのかと、このままでは前に進まないと思うんですよ。耐震率のこのアップ、いわゆる63%からそう大きく伸びないと思うわけなんです、そのことについてはどのように考えていますか。

議長(船橋健人君) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) 田中議員の質問にお答えいたします。

私も、令和12年度まで県のほうで、おおむね解消という目標を出しておりますけれども、かなり厳しいという具合に感じております。特に町につきましては、現在、まず60%をちょっと超えたぐらいの耐震化率でありまして、残りにつきましても、なかなか急激に増えるということはないと考えております。

1つの原因としては、耐震化改修への補助金もあるんですけれども、それでもやっぱり自己負担が大きいというのがありまして、なかなかその高齢者世帯については、そこで大きな費用を出して例えば改修をやるのか、建て替えをやるのかというのはかなり難しい判断を迫られるのではないかとこの具合に考えております。取りあえず町としては、今までどおり、広報に力を入れる、あとは今御指摘があったように、個別に文書等を配付して、周知を図っていく方法も今後検討していきたいという具合に考えております。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）せっかくのこの耐震診断の助成金、補助金があると、しかし、現況はこうだと。

実際、この耐震がなくて、耐震しなければいけませんよっていう戸数、これが大体、10年前で2,035戸であったんですが、今では1,500ぐらいですか、それをできるだけ解消、100%に近く解消する目標というふうに立てているのであれば、これ診断、まず、そこから始めていかなければならないと思うんですよ。現にその診断率というのはどのくらいです、半分いっております。

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）田中議員の質問にお答えいたします。

町の所有施設等については、耐震診断を行っておりますけれども、個別の住宅については、あくまでも個人が耐震診断を行うということになっております。先ほど町長の答弁からもあったとおり、耐震診断の申込みを毎年、受け付けておりますけれども、平成27年度開始以来から1件も申込みがないという状況であります。他市町村においても、分かる範囲であれば、当町と変わらないような状況であるという具合に確認しております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君）じゃあ次に、改修のことについてであります。

この住宅の国の支援制度を活用した補助制度の整備状況というのが、令和5年4月1日現在で、全国で86.2%の自治体が整備を行っていると。近隣の岩手県100%、宮城県も100%、秋田県が25市町村中、18市町村、青森県内においては40市町村中11市町村とかなり低くなっております。町村の段階では、東北町、六ヶ所村、三戸町、階上町、新郷村となっております。確かにこの改修推進事業、県の、青森県木造住宅耐震改修支援事業というのが、これ所有者の負担が高いですね、やっぱり、耐震改修または建て替え費用の23%が補助を受けると、上限が100万4,000円と、この上限の100万4,000円とするためには、工事費が436万5,000円の事業でなければ満額の補助がもらえないと。100万円に例えれば、一番分かりやすく例えれば、事業が100万円とすれば、国が11万5,000円、県が5万7,500円、市町村も5万7,500円と、残りの77万円が所有者負担と、かなりこれきついですよね。その中でもこういう補助制度を整備しているという町村が全国で86%もあるのだと、県内でも4町村が整備しているんだということでもありますので、幾ら低いといっても、やっぱりないよりはあったほうがよいわけで、この整備を図るべきではないかと思うんですが、その点については。

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）田中議員の質問にお答えいたします。

町長の答弁でもあったとおり、令和7年度からの補助事業の実施に向けて今準備を進めている最中でございます。県内では14の市町村がこれを活用しておりますけれども、県内の実績として耐震改修を行った件数としては、令和5年が県内で1件、令和4年が1件ということで、かなり低い状況となっております。田中議員から御指摘のとおり、自己負担がどうしても大きいということがネックになっているものと考えております。ただし安全な暮らしを守るためには必要な施策であるという具合に考えておりますので、準備を加速させて、令和7年度から事業が実施できるように準備を進めていきたいという具合に考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 確かに国、県の目標数値というのは高い、計画を策定した平成21年度での計画では平成27年度までに耐震化率を90%、そしてその後、国の法律が変わり、県も改定したよと、そこで青森県内の市町村も令和4年度末の住宅の耐震化率が83.1%になっていますものね、県内の市町村で。それをおおむね解消するということでありますので、これは大変な目標数値だと思っております。

そこで、私は、その対象者は1,500戸、全部まではいかなくても、回覧板とか、チラシとか、個別に送るとか、いろいろあるんですが、町内会の役員、町内会長、行政連絡員、力を借りるべきじゃないかなと思うわけですよ。私たち、町内会長もおりますが、その町内会で、やはりその役員の方が、そこで実態をきちんと把握して、その人をお願いするとか、それは金銭的な面もあります、これは全部が全部いかなくても、やっぱりそういう働きかけるような対策、施策をしていくべきではないかと、紙だけじゃなくて、直接、その地元の人たち、地元の人、その家に行って、どうですかというふうなこともしていく必要があるのではないかなというふうに思うわけなんです、その点についてはいかがでしょう。

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 田中議員の質問にお答えいたします。

私も今のところ係内で詳細な情報収集を行っておりますけれども、まだまだ分からない部分が多いところがございますので、今の意見等を参考にしながら、細かな調査を行って対策を立てていきたいという具合に考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） その点はよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の市町村交付金のことでありますが、やっぱり町長がこの制度に対してどのように思っているかというのでも聞きたかったわけですよ。もし、異論があるのであれば、やっぱり町村長会とか、また知事との面談とかある機会に、はっきり、きっちりと意見を述べてほしいと。これはここだけじゃなくて、ほかの町村もそういうふうな考え方の首長もあります。現にこの間、平川市の市長とか、また、おいらせ町とか、はっきり異議を唱えているわけなんです、そのほかにも来年度の予算については見直してほしいというのは結構あるわけですよ。40市町村長の首長さんの意見とか、要望というのがここに載っておりますが、これを見ますと、かなり一枚岩に、この不公平感をやめてほしいと、公平に通年、新年度から予算を執行してほしいと、そういうので、一枚岩になれるんじゃないかというふうに感じるわけです。そういうことも町長、これをしっかりとそういう気持ちがありましたら、その場で意思を表示していただきたいなと思っております。これに対する答弁はよろしいですか。

（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 田中議員の質問にお答えいたします。

こういうものは、一町村でやるという問題ではなくて、全国的な問題であろうと思っております。国のやはり助成制度はもっと充実したものであるべきだと、こう思っております。今、また能登、それから今後南海トラフとか、いろいろな地震が想定されます。それが起きてからでは、もう遅いです。そういうものにいろいろ対応していくためには、やはりその既に各町村がそういうことでいろいろ…。（「町長、町長、2番目の、もう一遍質問します」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 2番目の市町村交付金に対して、町長の考え方というのは、分かったつもりなのですが、その町長の考え、この市町村交付金に対してこういう不平等だよと、不平等ですよと、これは他の自治体の首長もそういう考え方もおりますし、そういう中で、ただ、町村長会の場とか、または知事等の面談とかがあった機会に、自分の意思表示というのをもし、異議があるのであれば、意思表示をしていただきたいということなんです。それについて、どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 失礼いたしました。

いろいろな市町村長もいろいろ意見がございます。私も最初はどういう意味か分かりませんでした。我が町はいろいろな補助になるように出してもおります。それで、8割の限度に新しくやる事業には助成しますという話ですので、これについてはやはりちょっと不公平があるだろうという思いでございます。

あと今の地震の話ですけれども、地震の話は、それはいい……。 （「地震はいい、地震はもう終わったので」の声あり） ということでございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） じゃあ新たな事業への交付金についてであります。これは今年の方もそうなんです。要は来年度からの年間予算に対しての事業ということで、先ほど答弁いただきました。修学旅行費とか、アルバム、これにこれからも来年からもそういうふうに充当すると思うんですが、その修学旅行とアルバムを合わせても1,000万円ちょい、それと先ほど田中 大議員の630万円ですか、あとは荒内さんの提案している込みで2,700万円、満額となれば3,400万円ですけれども、それまで額が届くのかどうかという思いがあります。

そこで私は、前からも質問をしておったわけなんです。来年度の重点施策提案書という令和6年の6月に県の町村会でこれ提出するやつなんです。その中に国保税の子供の均等割の軽減を拡充していただきたいというのが要望事項にあります。これは子育て支援事業ときちんとみなしているかどうかにかかるとは思いますが、3年前の12月定例会で私はこの国が全国の知事会とか、あと町村会もそうなんです。国保税の応益割で収入のない子供にも賦課される均等割、子供の数が多いほど国保税が引き上がって、子育て支援に逆行しているということで、その団体が国に要請し、そして2022年度から令和4年の4月から、未就学児、赤ちゃんから学校へ上がるまで、その均等割を5割に軽減すると、負担の割合がこれも国が4分の2、県が4分1、町が4分の1ということで、当町ではどのくらいの負担になるかということをお聞きしたときに、令和3年4月1日現在で、32万7,766円、全体で260万円ですが、5割を軽減すると、その軽減の中で町が4分の1ということで32万7,766円と、これに私は小学校、中学校、高校、これが5割軽減した場合、これは何も国からの補助制度がありませんので、これ町の負担になります。じゃあその額は幾らかということに対

しては、313万5,370円と、ということは国保税、赤ちゃんから高校3年生までの5割の半額には346万3,000円負担が伴いますと、その額を市町村交付金の枠があれば、これも検討する余地があるのではないかと、こういうふうに言いたいわけなんです、その分も含めて、いろいろこれから来年の当初予算に向けて順位をつけていくと思うんですが、このことも頭の中に入れてほしいなというふうに思っておりますけれども、そのことについてはいかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、副町長。

副町長（山田光昭君） ただいまの田中光弘議員についてお答えいたします。

議員の提案のありました均等割の件についても、それも含めて先ほど来申し上げておりましたように、財政事情もありますので、優先順位をつけながら含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（船橋健人君） 以上で10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は3点について質問をいたしますので、早速本題に入りたいと思います。

初めに、平内中央病院玄関前の改善と改良についてお尋ねいたします。

平内中央病院の外来患者数は、ここ数年で1日平均約100人ほどであります、その多くは高齢の方が占めております。通院者の中でも歩くことに支障のある方は、タクシーや介護施設の送迎車、家族の自家用車を利用しておりますが、車から降りたあとは、玄関を入った横に、病院が準備している車椅子やシルバーカーを利用して受付まで行き、さらに診療科ごとの受付窓口カルテを提出し、診察順番を待つという流れになっております。患者の送迎で不便だと感じることは、冬期間の吹雪のときや、風雨のときには玄関前に車寄せがないことから、乗降の際に、患者、介護者ともに風雨にさらされ、難儀な思いをしていることであります。

当町では、今後も高齢者の人口割合が増加することが推計されており、中央病院を利用する方も今以上に高齢者の割合が増えるものと考えますので、現状の不便さを改善するため、次の3点について、改良すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

1、患者が利用する送迎車に乗降する際に、風雨、風雪にさらされないように車寄せを整備すること。

2、車椅子やシルバーカー置場を送迎車の近くに移動すること。

3、車椅子やシルバーカーの数を増やし、定期的にこれを整備すること。

以上、3点を改良すれば今以上に便利になるものと考えます。

それでは、次に、視線誘導標の整備についてお尋ねします。

視線誘導標、なかなか聞きなれない言葉でございますが、これは車道の左右の側面に沿って、ドライバーに道路の形状を認識させる安全設備であります、県道9号夏泊公園線を見たとき、多くの視線誘導標が破損しており、夜間や街灯が少ない箇所やカーブでは、安全走行に支障が生じます。御存じのように、夏泊公園線は特にカーブが多いことから、速やかな改修が望まれます。

夏泊公園線以外にも、県道125号清水川、滝沢、野内線も調査しましたが、同様な状況でございました。また、土屋から山口間の国道においては、冬期間の安全確保のためにソーラータイプの視線誘導標が設置され、安全走行に寄与しているところでございますが、一部分にしか設置されていないことから、毎年のように、交通事故が発生しており、これを延伸することは、交通安全上、必要なこ

とであると考えますので、関係する部局に対し強力に要請し、人身事故に及ぶ惨劇を見る結果とならないように、安全走行を確保すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後の質問となりますが、令和5年の異常気象についてお尋ねいたします。

昨年、令和5年の夏は、異常な気象状況により、農業での水稲では、高温障害によって一等米の比率が低下、漁業のホタテ養殖では、高水温により大量へい死する大きな被害が発生いたしました。

被害の状況を示すデータは、調査日や調査区域によって大きなばらつきがあり、ホタテ養殖業においては、西浜と東浜漁協の支所単位では、へい死率の差が30%ほどあったことが報告されております。このことから考えますと、経営体個々の差も相当あるものと考えられます。

ホタテのへい死により、生産量が減少したが、高単価であったことにより、漁協としては目標とする生産金額を達成したとのことではありますが、個人個人を比較したときに、さらに大きな差があると聞いております。当町においても、県や漁協などと連携して、各種の救済事業を行ったりしていると思いますが、本年1月に、青森市が発表したような高水温による被害を特別災害に指定し、被害状況に応じた町民税や国民健康保険税の減免を行うことができるのか。

また、これ以外の町税の減免等を考えているのかお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員の質問にお答えいたします。

第1点目の平内中央病院玄関前の改良改善についてであります。平内中央病院は、平成8年に新築移転し、29年目を迎えました。外来患者は、令和5年度実績で年間2万5,134人で、1日平均103.4人が来院しております。

小児科を除いた患者の大半は高齢者であり、車椅子やシルバーカーを利用する方も一定数おられます。また、車椅子は年齢にかかわらず病状に応じて利用することが想定されます。このような状況を踏まえますと、整備当初の想定を超え、車椅子やシルバーカーが利用されており、時代の変化にそぐわなくなってきていると認識しております。

そこで、御質問の1つ目、患者が利用する送迎車に乗降する際に、風雨、風雪にさらされることのないように、車寄せを整備することについてであります。現在、バス停が設置されております歩道側には、既に車寄せが整備されており、車道側にせり出したひさしによってある程度の風雨、風雪をしのげるものと考えております。しかしながら車道と歩道の間には縁石があり、段差が生じていることから、車椅子やシルバーカーを利用する方に御不便をおかけしておりますので、この段差を解消することで、利便性向上が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、車椅子やシルバーカー置き場を送迎車の近くに移動することについてであります。現在風除室と玄関内側の2か所に置き場を確保しており、歩行に支障がある患者の付き添いの方が車椅子やシルバーカーを取りにこられます。議員御質問のとおり、置き場を玄関先に変更することで多少移動距離が短縮されるメリットもございますが、一方で、雨や風によって舞い上がる落ち葉やほこり、水滴が付着するなど、衛生面での懸念があること、また冬期間は座面や持ち手部分が外気で冷え切ってしまうこと、さらに防犯管理上の問題点など、デメリットも多くあるため、現行の運用で御理解いただきたいと考えております。

次に、3つ目、車椅子やシルバーカーの数を増やし、定期的に整備することについてであります。車椅子とシルバーカーは、それぞれ10台以上常備しており、必要に応じて病棟からも補充する等、不足がないように努めております。また、不具合のあったものについては、定期的に更新もしており

ますので、今後とも御不便のないよう対応してまいります。

次に、2点目の視線誘導標の整備についてお答えいたします。

まず、夏泊公園線の視線誘導標についてであります。夏泊公園線は主に海岸線を走る道路となっており、強風時には道路に波やしぶきが上がってくる状況でございます。このため、塩害によって設置されている視線誘導標が劣化したり、また、老朽化により機能を果たしていない箇所も見受けられますので、県に対し改修などの要望を行っていきたいと考えております。

次に、国道4号の土屋地区に、昨年度から冬期間に設置されている発光式の視線誘導標についてであります。この誘導標は数年前から浜子と清水川間において設置されており、設置前まで多く見られた車の路肩への逸脱などが減少するなど、大きな効果を発揮しております。土屋地区においては、バイパスの開通後、このバイパスが風の通り道になっており、冬期間は吹雪などによる視界不良が多く発生し、道路の位置が分からず、追突などの事故が発生するリスクが高いことから、効果が期待できる発光式の視線誘導標を設置していただくよう、国土交通省青森河川国道事務所へ数年にわたり要望を続けた結果、設置されたものであります。ただし、議員御指摘のとおり、設置されている区間がまだ短いことから、今後は設置区間を延伸していただくように、引き続き要望をしてまいります。

いずれにいたしましても、交通安全上、必要な措置につきましては、視線誘導標の設置も含め、関係機関へ要望してまいります。

次に、3点目の令和5年の異常気象についてであります。町では特別災害により被害を受けた者が納付すべき町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免について、特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例を定めており、ここで言う特別災害とは、災害救助法が適用された災害及び同法の適用に至らない災害で、青森県が援護することを要すると認めたもの、その他平内町の区域内に広範囲で発生した災害で、町長が指定したものと規定しております。

このことから、議員御指摘の令和5年の異常気象による特別災害の指定は、農業については該当する被害はなく、漁業については、令和5年7月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温による被害はありましたが、令和5年におけるホタテガイの生産量、生産金額のいずれも平成22年の高水温被害と比べて高いことから、特別災害被害者に対する減免の特別措置の条例の適用を見送ることと判断しましたが、町民税等の納付が困難な方については、分割納付等の納税相談を随時受け付けておりますので、御相談いただき、減免については、今後の状況に応じ、検討対応してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議 長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 平内中央病院玄関の改良については、これ若干、経費がかかるものと考えますが、できるだけ早期の実施に向けて対応していただきたいなというふうに思います。よくテレビで見る場面があるんですが、高校生が、老人になったときに、手足の動きがどうなのかというふうなことで、わざと手足にこう重りをつけたサポーターをつけて歩くと、こういうふうな場面がよくたまにテレビに出ます。そういうふうなことで、私たちが思う以上に老人は、老人はという言葉が適当ではないかと思うんですが、お年を召した方は、大変苦痛なものがあるかというふうに思いますので、どうかそのようなことも考えて、対応をしていただきたいというふうに考えております。

次に、視線誘導標でございますが、これについても、町長ほかいろいろ各方面に、道路のことでは陳情・請願、行っておりますが、それにまた併せてこの部分についても、強く、強力にお話をさせていただいて、なるべく交通事故によって死亡して人口が少なくなるというふうなことになるようにできればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の高水温被害に対する減免措置というふうなことで、これは実施しているんだということでございます。多くの漁民の方は、どうなっているんだと、どういうふうになっているんだというふうなお話することがございます。やはりこういう減免とかっていうふうなことになるれば、申告制というふうなことになりますので、そういう情報が目に入らない人は、全くできないわけです。できるだけ広報をしていただきまして、皆さんに、こういうふうなことができますというふうな部分をPRしていただきたいというふうなことを要望いたしまして、質問は終わります。どうも。

議 長（船橋健人君） 以上で6番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、7番太田満則君の登壇を許します。（「はい」の声あり）はい、7番太田満則君。

7 番（太田満則君） 太田満則でございます。

通告に従い質問いたします。

質問に先立ち、少し所感を述べたいのと、こう思います。

昨年末から今年の春先にかけての少雪、周りの人たちも総じて除排雪への労力が少なく済んだと、そういう声が多くありました。一方、除排雪作業に携わる人たちからは、出勤機会が少なく、その分収入にならなかったと、そういう恨めしい、そういう声も聞きました。

町の特産である養殖ホタテ、昨年の高い海水温の影響により壊滅状態が続き、今年の正月明けの浜小屋は、つなぐホタテがなく、いつもなら活気と笑顔があった場所が閑散としたものになりました。本当に残念な結果になりました。人によっては今後の生計を維持するため、つなぎ資金を借入れた人もいるやに聞いております。

県産業センター水産総合研究所の先月5月27から28にかけての全湾付着稚貝調査結果によれば、幸いホタテガイの付着数は多く、今後の見通しとして6月中旬には稚貝が確実に見えるサイズ核の長さが2から3ミリになり、通常の間引きができる、そのように発表してございます。ただ、昨年のことがあり、浜の皆さんは、これから夏の海水温が問題だと言っております。先ほどの質問にもありましたが、間もなく町から、町県民税、国保税等の納付書が出されます。もし、今年も海水温が高く、ホタテの生育に大きな影響が出るなら漁師を辞める、そういう人も数の中にいます。特に若い人たちの中には、漁師に固執せず、若いうちに転職を考えたい、こう言っている人もいました。

また、最近、人の集まりに行けば、政治と金、問題になっている政治資金は「政治ってお金がかかるものなの」などと聞かれることが多くあります。ニュースや茶の間にも出てくる問題でございます。皆が意識して話題にすべきだと思います。政治は他人事でなく、その結果は自分に跳ね返ってくるものであります。他人任せにしないで、自分事と自覚すべきだと思います。

それでは、1点目の質問であります新庁舎建設の位置及び建設方法についてを質問いたします。

私は、これまでも何回かこのテーマを質問してきました。幸い今議会には新しい人たちが加わりました。一緒に考えていきたいなあと、こう思います。新庁舎建設予定地は町の将来を考えればふさわしい場所ではない、また、庁舎建設方法としてこれまで提案してきているリース方式は、一般の建築方式に比べ費用の増嵩が懸念されます。なぜ割高になるリース方式を選択するのかと何回も質問してまいりました。町財政に余裕があるわけではなく、結果的に高くなるこの方式は見直すべきであります。

これまでも何回もこの場で話をしてきました。

御承知のとおり少し前に将来の消滅可能性市町村という衝撃的な見出しの記事が掲載されました。地方自治体の持続可能性について分析した結果であります。その中に我が町も載っていました。民間の有識者でつくる人口戦略会議は、人口から見た日本の地域別将来推計人口、2023推計に基づき、全国1,729自治体の持続可能性分析をした結果であります。私はこれまで、この場であと20年もしないうちに、町の人口は今の半分程度になると、このように推計されている、こうやってきました。地域の人口が減り、にぎわいを創出できないと思われる場所、旧少年院跡地が新しい役場の場所に適したところだと、こういうことが私は理解できません。

一方、国の社会人口問題研究所の推計によれば、我が町は、これから5年ごとに約1,000人ずつ人口が減ると記載されております。2045年には5,280人、その5年後の2050年、今から約26年後には4,475人、このように記載されてございます。人口が減れば地域の活性化は間違いなく失われます。今、借入れした額は当然のごとく1人当たりの負担、返済額は年々増えます。人口が半減すれば負担は倍額になります。青少年ホームの前の場合は、旧代官所跡地、役場のあるこの場合は、旧黒石藩の豪商山一の屋敷跡でございます。約400年前から、黒石藩の飛び地平内郷の中心地であったところでございます。県内の市町村庁舎の建設場所を見てください。どこの役所、役場を見回しても、地域の中心地に庁舎はあります。なぜなら、その場所を中心地に、地域、町がつくられてきた経緯があるからでございます。弘前、黒石、青森、隣の野辺地町、どこを見ても、役所とお寺がセットになっていることが分かると思います。私のほうも役場の近くにお寺があります。それに加え移転を考えている場所には駅がありません。新しく駅をつくることは私はできないと、このように思います。これから地域の人口が激減して、現在のような公共交通の維持は無理だと思います。それだけでなく、運営主体である県からの毎年の繰入金がなければ運営は難しい状態でございます。

町長は、青い森鉄道の沿線市町村の役員として、毎年会議に行っているはずでございます。役場の移転先の利便性を考えれば、是非とも新駅の設置が望ましい、必要ですと、このように会議で一度でも提案したことはあるのでしょうか。バスでの代替などと言っておりますが、地域が高齢化して、車の免許証の返納が相次ぐ中、運行しているタクシーも少なく、夜間になると呼んでもなかなか来てもらえない、そういう状況にあります。これからはますます不便極まりない、そういう状況になると思います。私は地域住民への説明が是非必要だと、このように思います。

今議会、議案第44号で役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案が提出されます。庁舎の地震対策、建築年数を考慮したものでありますが、隣の野辺地町、庁舎移転を一度は決定いたしました。しかし、その後元の場所に変更した例もあります。私は、将来この地域を担う人たちが多額の負担を背負う、その人たちに、なぜあの時、あの場所に移転を決めたのかと後ろ指を指されないように議論を尽くすべきです。このように提案いたします。県から最初の市町村合併を打診されても断った町で今があります。将来に禍根を残さないように丁寧な説明が求められます。

加えて、新庁舎建設に要する総額が雑然としております。前の時も求められて額を出してきました。今回も言われて出してきました。新築に要する額、もちろん本体そのものもそうですが、付随する道路、水道、下水道の整備が含まれます。今までにないくらいの多額の費用を要すると思われます。それは、今、諸物価が値上がりして、なかなか見当が付きにくい、価格が見通しが立たない、そういうのが今現在あります。そういう意味でも、地域の皆さんに、どのぐらいかかるんだよという大きな額、私は本当に大きな額だと思うんです。それを提示して説明すべきだと、そう思います。既存の予算項目にその費用を含ませることなく、ちゃんと庁舎新築の項を新たに設けることによって、皆さんが分

かることになるのではないかと、明確になるのではないかと、こう思います。今、話したみたいに庁舎新築の項を設けることを求めます。

2点目は、森林環境税及び森林環境譲与税についての活用でございます。

林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現のため、令和元年度に、森林管理制度が開始され、市町村が主体となって森林の経営管理の集積、集約化を進める取組が始まり、同時に市町村や県が実施する森林整備等に必要な財源として森林環境譲与税の譲与が開始されました。森林環境譲与税は市町村が有する私有林の人工林面積、人口及び林業就業者数を基に計算される、このように言われます。このため森林がない都会でも計算上、これは交付されます。森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の健全な保全など様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障を来していると言われます。森林の機能を十分に発揮させるため、間伐など適切な森林整備が求められます。町の面積217.09平方キロメートルのうち、約70%が森林であり、民有林も1万2,593ヘクタールあるとされております。町の森林、林業施策、木材の利活用推進は、構造物や住宅など地域木材を利用することによって循環型の地域経済の実現に資するものだと、こう思います。

また、近年は二酸化炭素の多量排出に伴うと思われる異常気象の出現も多発しております。気象変動の一因と言われる二酸化炭素の吸収の役目を果たすと言われる植物、その循環から得られる水資源の保護、活用は、町の一大産業になったホタテの生育にも欠かせません。春先に陸奥湾内に流れ込む大量の雪解け水に含まれた植物プランクトンが、おいしい陸奥湾ホタテの生育には欠かせないと、こう言われております。もちろん地域の農業、農作物、畑作や水稻生育にも水は欠かせません。私たちの飲料水にも影響が及びます。先ほど話したみたいに、今年は少雪だったこともあり、例年に比べ河川には極端に水が少ないようです。その影響もあり、いつもなら十分に水が張って、田植えが終わっているような場所もまだ終わっていないところも見受けられます。田植が終わったものの水がなく、干上がっている場所もあります。

令和6年度、今年度から国内に住所のある個人に対して1人年額1,000円の森林環境税が課税されます。徴収された森林環境税全額が森林環境譲与税として、市町村と都道府県に対して譲与されます。徴収された森林環境税の活用方法については、市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県においては森林整備を実施する市町村に支援等に関する費用に充てるとされております。気象変動の予防を果たす空气中、海中に含まれる二酸化炭素の吸収の役目を果たす植物、木材、海藻だ、このように言われております。これまでも森林環境譲与税として、令和元年度から配分が始まっております。町でも元年度から毎年交付されていきます。4年度の歳入歳出決算書では、2,693万4,000円が交付されました。これまでも、森林環境の保全や林業産業の振興に使ってきたと思いますが、余り目に見える形にはなっておりません。

これまでの支出は、決算書を見る限り意向調査や計画案作成に使われたほか、基金に積立となっております。森林環境基金の4年度末での基金残高は1,965万2,000円、このようになっております。これは何も我が町に限った話ではないと思いますが、森林環境譲与税の使途については、森林環境及び森林環境譲与税に関する法律第34条により、森林の整備に関する施策、森林の整備を担う人材育成の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないと、このように記載されております。最近、周りの山を見回してみると、伐採の跡が多々見えます。遠くからなのでよく分かりませんが、伐採の跡に植林をしているのかどうか分かりません。よく植林は、自分の代、子供の代ではお金にならず、

孫の代になってやっとお金になると言われてきました。そのくらい長い年月を要します。防災、減災、飲料水、そして農地への水の供給、それから陸奥湾内への水の浄化、特産のうま味のあるホタテ生産のためにも、森林資源の維持管理はとても大事だと考えます。どのような使い方を考えているのか聞きます。

地域の将来のためにも森林環境譲与税を活用し、植林、造林にも積極的に補助するべきだと考えます。考えを聞かせていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の新庁舎建設位置及び建設方法であります。新庁舎の建設場所については、令和3年1月29日開催の平内町議会全員協議会において、新役場庁舎建設予定地について、議員各位に説明したうえで、令和3年第4回定例会において、議案第93号平内町役場の位置を変更する条例案を御審議いただき、町で取得いたしました旧青森少年院跡地に建設することを出席議員3分の2以上の賛成多数で議決をいただいたものであります。

また、リース方式での建設方法につきましても、令和4年9月5日開催の平内町議会全員協議会において、平内町役場庁舎建設基本計画の中、新庁舎建設方法については、リース方式といたしたいとの説明をしたうえで、令和4年第3回定例会で議案第65号令和4年度平内町一般会計補正予算案の中で、新庁舎建設に係る20年間の分割での支払限度額を35億円とし、第2表債務負担行為の設定を行い、議決いただいたものであります。町としましては、町の事務事業の施策、政策について、住民の代表であります議員各位で構成いたします最高意思決定機関であります町議会での議決案件に対し、遅延や遺漏なく、誠実に事務事業を執行してまいります。

次に、第2点の森林環境税及び森林環境譲与税の活用方法についてであります。森林環境税は、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和6年度より国民から1人1,000円が国税として徴収され、後に森林環境譲与税として市町村に交付されているものでございます。この森林環境譲与税については、令和元年度より前倒しで交付され、当町には、令和5年度までに約1億900万円が交付され、これまで森林経営管理制度に伴う意向調査及び林道修繕事業等に充てており、残額を基金として積立しております。

森林経営管理制度では、民有林の除伐、保育間伐等の管理を所有者に代わり町が実施することが可能となっており、その管理を町が委託した場合は、森林環境譲与税を使い、町が管理していくことになります。

現在、積立している基金の活用方法につきましては、今後、森林所有者から委託された除伐、保育間伐等の管理費用に充てる予定をしております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則議員。

7番（太田満則君） 今説明を受けました。

役場庁舎の移転、確かに議会で議決したものです。これは重いものがあると、これは誰しものがそう思います。なぜなら議会は、それらを議決する機関だと、そういう場だと私も認識するからであります。がしかし、これまでも私が言ってきたのは、確かに議決したんだと、だけれども、地域に行けば「なぜあの場所だの」「どのくらいお金かかるの」という話をよく聞かれます。ですので、そういう疑問に、町で出かけていって説明するべきでないかと、こうこのように何回も言ってきました。そのたびごとに「議会で決めた」「議会で議決した」と言います。それは先ほど話したみたいに、

ここは議決機関ですから「議決した」「決まった」私が言っているのは、決まったのを地域に行って説明してほしいと、こういうことなんです。決まるまでは「決まらないからしゃべれない」と、決まれば「決まったからいいんでないか」と、こういう話では話にならないと、こう思います。何も決まったものを変更しろということではないんで、それが前提で話をしてくださいと。こういうことではないんです。ですので、地域に行って、こういう具合にして場所を検討委員会も開いた、役場の中の議会の議員たちにも説明した、その結果、議決しましたよ、それはそれでいいんです。

ただ、地域の人たちが思っているのは、なぜあの場所なんだと、あるいは先ほど話ししたみたいに、リースでやるという話、そのリースも高くつくと、このように話を聞きました。地域に行けば「お金がない、お金がない、こう常に役場の人が話しをする、そういう場面が多い中で、なぜ高いのを選ぶんだ」と、こういう話をよく聞きますので、そういう疑問にちゃんと答えてほしいということなんです。どうでしょう。

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）太田議員の質問にお答えいたします。

ここで私から御説明いたしましたように、議会で議決して、我々はその手続に従って今事務を進めているということでございます。それ以上もそれ以下でもないということです。

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）ですので、この場で決まったことは決まりましたよと、先ほど話をしたとおりなんです。誰もそれがうそだと、誰も言っていないんです。決まったことを地域で話をしてほしい、そういう声があるので、話す意思はありますか、ないんですか、町長はないんですか。地域住民に話をする場を設けると、こういう考えはないと、このようなことですか、確認します。

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）説明する気はあるかないかと、説明する気はあっても、その機会はないということなんです。

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）説明する気はあってもする機会がないと、このように言いましたが間違いないですか。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）そのとおりです。ちょっと待って、今、人が答えてるんだ。

説明する機会がなかなかつくと、そういうことです。あなたが言うように、町民の多くはこのことを知らないという話ですが、そういうことはないと思います。私の周りほとんどが知っていますので。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）今話ししたみたいに、説明する気はないと、やっぱりここが問題だと思うんです。決まったから決まってそれでいいんでないのと、ただ、決まっても皆さんちょっとしたもやもやがある、もやもやを晴らしてやる、これも私は大事な説明の機会だと思うんです。

で、先ほど話ししたみたいに、リース契約でやると、で、リース契約と従来の建設方法では、どのくらいの額の差がある予定ですか。どうぞ。

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の御質問にお答えいたします。

議員の皆さんには、比較表を前回のリース方式にする際に、資料で説明をそれはあくまでも例えば

起債で、例えば競争入札でやった場合の比較の比較表は前回にお出ししておりますので、その資料を見ていただければと思います。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）今、話するとおり、説明受けた当時、前のときはこのように説明を受けました。がしかし、その後プロポーザルで業者を呼んだけども、額が合わないということで、皆さん辞退したと、新聞についていましたので、それは間違いないですか。

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の御質問にお答えいたします。そのとおりであります。以上です。

議 長（船橋健人君）太田満則君。

7 番（太田満則君）それで、辞退した業者さんたちが一様に言ったのは、町から提示された、確か35億円ですか、その35億円ではできないと、このように言って辞退したと、それは間違いないですか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の御質問にお答えいたします。そのとおりであります。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）ですのですね、前に説明した、町長もしゃべった、前に説明して議決を得た、このように話をするけども、やっぱり前提が大きく変わりつつある、あるいは変わったと、私はこのように思うんです。ですので、やはり地域の人々が求める、そういう説明会というのは是非私は町長自ら行って、地域の人たちにちゃんと説明すべきだと、このように思うんです。なぜなら、先ほど話したみたいに、これから間違いなく平内町の人口って減っていくんですよ、10年ごとに500人、1,000人ずつ減ると先ほど話をしました。あと20年もすれば5,000人を切る、このようにも話をしました。結局残った人たちが、借金、ずっと負っていかねば駄目なんですよ。今私たちは明日のことは分かりません。もう今日しゃべっているけれども「ああやってしゃべっていた太田はいなくなったの」ってこう言うかも知れないぐらい先のことはなかなか分かりませんが、一旦借金をすればその借金つつうのは誰かが引き継いで返していかなくちゃ駄目だと、誰が返していくがってば、平内町民なんですよ、何もここにいる私らがお金を返済するってことでないんです。私らはたまたまそのときに決めだっただけで、多くの人々がその負担を担うことになる。その人たちが疑問に思っている。私は行って話をしても何も別段、喉が渇くぐらいのもので、何も別段かかる話でもない、そのように思いますので、是非地域に行って話すべきだ、改めて言います。どうでしょう。

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）太田さんのお話では、我々が直接地域に出向いて説明すればというお話ですが、それも必要でしょう。でも、だからと言って議会で決めたことが全部おかしいということではないので、皆さんに決定していただいた、それが、我々のこれから進むべき道だと、こう思っております。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）何も難しいことではないんですよ。役場庁舎はここに移転しますと、そのように私が提案したら議会でも決めましたと、ただ、皆さんも「いやいや本当にここ役場来て、例えばその交通事情とか、そういうのを考えてみれば本当にいいの」そう思っている人たちがいっぱいいるか

ら、行って説明してほしい、説明聞く機会を設けてほしい、このように言っている話で、何も別段、それこそお金がいっぱいかかる話でもないし、ある場所に人を集めれば、それもそれで済む話かも分からない。例えば私、前にも話したみたいに、平内の3地区、例えば清水川地域、あるいは小湊地域、そして西地域、この地域等でそれなりに話をする機会を設ければいいんじゃないのつつうだけの話なんです。

ですんで、やはりそういったことを考えなければ、地域の人たちはなぜかつつうと、大きなお金がかかるからということなんです。これまで、町でそれこそ1つのものにいいだけお金かけたものってしゃべれば、多分役場庁舎、それから病院だと思うんです。多分、そういうぐらいいきなお金がかかるので、ましてや、地域の人が減るので、1人当たりの負担が増えるのでと、皆さん疑問に思っているということなんです。

ですので、私は今、こういう具合にして町長は出かける気はない、あれはないと、こういう話をしました。あるいは、あそこの場に造るつつうのを知らないそういう人は自分の周りにはいない、みんな覚えていると、このような話もしました。

ですので、それらをより確実なものにするために説明会を開く、それを検討してほしいなど、こう思います。それについてもやはり話する機会は設けると、そういう場は開かないと、そういうことですか。

議 長（船橋健人君） 太田議員に申し上げます。

この説明会については、ちょっと意見がこうかみ合わない部分があつて、太田議員は説明してほしいと、町長のほうはする気はあつても機会がなかなか設けれないと、そういう平行線をたどっていますので、これはまた今回だけでなくても話をする場があると思いますので、特にここで次の質問に入ってほしいと、こういうふうに思います。

それから、費用の関係については、この後、本定例会でこの費用の関係、議案として提出されておりますので、そこでまた議論をしてほしいと、そういうふうに思いますので、次に進んでほしいと思います。（「はい」の声あり）

7 番（太田満則君） 今、議長からいろんなことを言われたけども、お金がかかるつつうのを先ほど話したみたいにちゃんと説明するべきだと、このように思うんです。ちゅうのは、ここにいる役場の職員、皆さん議案をいつも見ていると思うんです。私もそうでしたから、その役場の職員がそうすれば新しい庁舎はどのくらいお金がかかるか覚えている人何人いますか。私は係ぐらいしか知らないと思っている。ですので、皆さんが覚える必要があると。ちゅうのは、皆さん地域に帰れば一住民だけですので、その住民の人だちは地域の人だちが「あ、あんた役場の人だね」こういうのを聞かれるはずなんです。ですので、皆さんに分かるように、資料でも何でも配布する。私はこれが必要だということなんです。話がかみ合わないちゅうけども、私の話ど町長の話かみ合わないって言うけれども、かみ合わなくても、私は別段、町長は地域に行って、住民に話をする必要はないと、こう言うから、（「いや、話する必要はないとは言っていませんよ、話をする機会がないという話です。しないとは言っていないので、そこは誤解しないようにお願いします」の声あり）ですので、機会がないつつうであれば、機会を設ければ、行って話をするんですかということを改めて聞きます。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 何回も同じこと聞かれるんで、あれですけども、機会がないという、今までも機会はなかった、これからはあるとは思えないので、なかなか難しいと思っております。（「は

い」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、太田君。

7 番(太田満則君) ね、今話したみたいに、話しする機会が、これまではなかったと、これからもしと言ったら、これからもないですと、そう言うのであれば、何も話になんねんでねが。私は、やっぱり皆さん求めているもんであれば、地域に行って話しする機会是非設けてほしいということを1点目の質問の最後に言います。是非、地域で求められたら、今まで求められなかったら行かなかったというような話で話がありますが、もし、地域で求められれば、そうすれば行くつつうことでいいんですか。(「はい、議長」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) これまで地域から求めなかったらやらないということではない。そういう機会がなかった。これからも、もしそういう機会がなければできないし、ですから、町長として、私は町の代表者です。あなた方が、私に代わって説明してもいいじゃないですか。へへって笑うんじゃない。

議 長(船橋健人君) 太田議員、態度に気をつけてください。

町 長(船橋茂久君) あなた方が町議会の一議員ですよ、ですから、町のことについて、あなた方も町民に対して説明する必要があるでしょう。だからそうしてください。(「はい」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、太田議員。

7 番(太田満則君) そうすれば、これで今最後にしますけれども、今話をしたみたいに、町長自身は、話をする今までの機会もなかったし、これからも多分ないでしょうと、議決に加わった議員の人たちは今までのこともあるから地域で説明してくださいと、このようなことですか、確認します。

議 長(船橋健人君) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) これに対して、議員に対して説明してくださいということではなくて、そういう機会あったら説明してほしいということ。私から見ますと、議員のあなた方が積極的に町民の住民の中に入って、そういうことを説明しているというのがとても見えない、そういうことです。(「はい」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、太田議員。

7 番(太田満則君) 今話をしたみたいに、町で決めたようなことを議員の人たちが地域の人たちに話していないと、自分ではそう思うと、このような話、人をばかにした話だね。皆さん言ってるのは、おかしいんでないかと言っている人たちは、少なくとも皆さん町政に関心があり、あるいは町の動きに関心のある人だちですよ、私はそう思います。その人たちを本当にばかにした言い方でないかと、あるいはここにいる議員だちばもみんなばかにした言い方だと、私はそう思いますよ。

議 長(船橋健人君) 発言に気をつけてください。言葉遣いに気をつけてください。(「はい」の声あり)

7 番(太田満則君) 皆さん、職務に一生懸命やっていると、私はそう思いますし、職員もそうだし、もちろん議員の人だちも今しゃべってらみたいに、この場つつうのは議決する場ですんで、議決に加わって責任を持っていると。私はそのように思いますんで、そういう具合にして私らに行って話をしてくださいと言うのは、私らは勿論私らの覚えている人だちに行って説明をします。してました。でするので、町からももし求められたら私は是非そういう場に行ってほしいなということなんですよ、何も難しい話では何でもなし。そうして求められても、私行きたくないとしゃべれば、それはそれで、皆さんが考える話でしょうから。

この話は今話をしてもなかなかちが明かないつつうことで、私の質問はこれで止めますけれども、

町長、何か話がありますか。ないですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）別に改めて話をする事はないです。

議長（船橋健人君）以上で7番太田……。 （「ちょっと待ってください。今しゃべってるのは1番に関する話をしているんであって、2番目の話はまだしていません。先ほど議長もその話をしていましたので、私、2番目の森林譲与税のことについてもちょっと話をしたい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

7番（太田満則君）前に、私はこの森林譲与税、確か4、5年前に、当初予算に盛らないの、計上しないの、こういうような話をした経緯があります。その際に、町の町有林があるはずですよ。あれどうなってますかと、ここの場で聞きました。覚えてる人、返事、答えを言ってください。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の御質問にお答えいたします。

大分前だと思いますけども、町有林に関して活用方法ということで、議員さんから言われたことがあったと思っております。町が所有している面積は、今資料がありませんけれども、その後、活用方法につきましても町のほうで検討した結果、調査の費用だけで700万円、800万円はかかると、調査するだけです。実際、伐採した際に、そのときは木の単価も安いということもありましたので、売却したりして、太田議員の質問では確か、町の利益になることをやってほしいということで、何か御質問があったと思っていましたけれども、そういう検討を踏まえた上で売却についてはなかなか難しい、また調査するにしても、委託料がすごい700万、800万もかかるということでありましたので、今のところはそのことは断念して、伐採というか、売ることにしても今のところは考えていないということで検討に至っております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田議員。

7番（太田満則君）今話したみたいに、前のとき、確か5年ぐらい前ですか、この町有林の伐採、考えるべきでないの、こういう話をしました。そのときは、後で上司と相談すると、会議録を見れば、そういう具合になっているはずですよ、改めて見てもいいです。私、確認してきたんで、そういう表現で話した。つちゅうのは、木というのは、やっぱり伐期、ちょうどいい時期があると、このように聞いてございます。ですので、やはり伐期を逃せば、かえって売却額が下がると、このようにも聞いていますので、森林譲与税、その活用方については、今までも確か林道造ったり、そういうことで活用してきたかとは思いますが、やはり町の木についても活用してもいいんじゃないかと、私、ここで言います。先ほどしゃべったみたいに伐期つつうのがあるから、それを逃してしまえば、だんだん価値が下がる、こういうことですので、私は是非早めに切るつつうことを検討してほしいなと、こう思います。この話については、実はその後もありまして、私は庁舎を造る際には、もし、活用できるのであれば、町内の木、これを活用すべきだと、そうすることによって、地域の人たちにもお金が回りますし、そういうことでやるべきだと、このように思いますが、庁舎建設にその木を使うと、もちろん町で保有している木もありますが、町内で持っている人たちの木もいっぱいありますんで、そこら辺はどう考えますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいま太田議員の御質問にお答えいたします。

1つ、私が足りなかった答弁がありまして、その際に上司と相談した際に、木の価格もありますし、また委託料の関係もありました。そのほかにやっぱり自然災害、木を切ったことによる土砂災害があ

ったりというおそれもあるということもありまして、その際は伐採しないという結論に至ったわけですが、議員の提案のありました新庁舎に向けて、例えば木の伐採、また、森林環境税を使った木の伐採は可能かということは、環境税の中身を確認しないと、町の所有地に対しての制度の使い道が使用できるかどうかは、しっかり国とかに確認しないとできないかなと思っていますので、そこは答弁のほうはちょっとなかなか難しいかなと思っていますけれども、議会とか、町の施設に関しては、なるべく議会とかに関しても、木材を使った温かみのある、また、玄関先とかもなるべくは温かみのある木材を使用した庁舎はイメージはしておりますけれども、先ほどもお話ししたとおり、なかなか財政的に厳しい、債務負担の方でもなかなか厳しいような状況の中で、あくまでも事業者の提案の中で、こういう庁舎はどうですかという提案を受けるわけですので、なるべくそこに関してはなるべく町の木なり、コスト面とかで余り難しくないようであれば、町の木を使っていたいただいた活用方法をお願いしたいと考えています。以上です。

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 先ほど話したみたいに、森林環境譲与税を活用して、それこそ見れば伐採した跡もいっぱいあります。だけれども、今、総務課長しゃべったみたいに、その後、植林、造林しているかっつうと、なかなかしていない状況にあります。もちろん、先ほど話したみたいに町の木を切った跡も同じだと思います。ですので、そういうのに活用すると、それがこの森林環境譲与税の目的だと、私はそう思いますので、是非活用方を検討して、考えてほしいと、こう思います。

これで終わりますけれども、あと何か付け加えることがありますでしょうか。

議長（船橋健人君） 以上で太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） 皆様こんにちは。亀田弘徳です。

通告に従い、一般質問に入る前に、少しお話をさせていただきたいと思います。

去る4月19日に、2018年から22年を区切りとした市区町村別の合計特殊出生率を含めた幾つかの統計を厚生労働省が発表いたしました。我が平内町の合計特殊出生率は、県内40市町村の中、35市町村がその値を減らす中、前回よりプラスになった3町の中の一つでありました。これは単年ではなく、5年の期間で見てもプラスであったということで、町が行った様々な施策が重なり合って得られた成果であろうと言えます。5年という期間は、後任の人にバトンを託した人がいて、また、前任者からバトンを託され、よりよい施策をと力を尽くした人がいるということであり、また、そうした継続の中、直接施策に関わった人ばかりでなく、間接的にそうした施策を支援した人がいるということですので、それらの人のつながりがたゆまず物事を改善しながら前に進めていく力となり、今回のすばらしい結果につながったのだらうと思っています。今後とも様々な分野でよい成果が得られるよう、皆様それぞれが施策に力を尽くされることを期待し、このたびの成果をたたえたいと思います。

そしてまた、私も町がよりよくなるよう、自らの務めを果たすべく努力していきたいと思います。よい刺激を受けました、そういうお話であります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。私の質問は、2つのテーマになっております。1つは、消防団員の確保、定着を図るための取組についてであります。もう1つは、避難所の災害時のトイレ確保の取組についてであります。

それでは、1つ目の消防団員の確保、定着を図るための取組についてお話しいたします。災害発生時には、地域の消防団が被害の軽減、住民の安全確保に活躍いたします。消防団は、様々な災害への

対応力が期待され、地域との連携を強化して、地域防災体制の中核的存在となることが求められておりますが、団員数については減少を続けております。これまで議会では、消防団員の報酬、費用弁償支給方法について、一般質問や予算、決算での質疑等がなされ、報酬額等が見直され、団員個人に対する処遇改善が行われてまいりました。一方、消防団組織の組織率や求心力の維持のためのコストについては議論が行き届いておりませんでした。これらのコストは、これまで、一旦団にプールした団員報酬から賄われており、団員の処遇改善が図られた結果、これらのコストを見える化して対応する必要があると考えております。

総務省の消防団の組織概要等に関する調査、令和5年度によれば、人口10万人当たりの団員数で、青森県は1,359人、人口が10倍余りある東京都の156人に比べ8.7倍の組織力があるということであります。平内町の消防団員数は260名余りで、これを人口10万人余りの組織力として換算しますと2,600人余りとなり、青森県の倍近く、東京都の16倍強あるということになります。この組織力が過疎地域の地域防災体制に非常に大きな役割を果たす源となっていると考えられます。この消防団の組織力や求心力を維持するためのコストに対する対応、消防団員の確保、定着を図るための取組について、町の考えをお伺いいたします。

1つ目の質問です。我が町の消防団の団員数について、必要と考えられる団員数と現状の団員数、団員の確保策について町の考えをお伺いいたします。

2つ目です。団員の能力向上に資する支援策についてお伺いします。

消防活動等に必要とされる各種施策の取得支援策、また、体力増進を支援するため、平内いきいき健康館などの設備の利用に減免措置を講ずることについて町の考えをお伺いします。

3つ目です。消防団の活動には、被服費などの町が充当する直接的経費のほか間接的な経費がかかります。こうした経費に対して、町内会へ消防団活動補助費を補助し、町内会から各地域の消防団へ支援し、関与してもらうことで、消防団と地域の結びつきが深まり、また、組織力が維持されと考えられますが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマの質問に移ります。避難所の災害時のトイレ確保の取組についてであります。能登半島地震で問題が明らかになりましたが、大規模災害の被災地では、断水などにより水洗トイレが使えないということが報じられました。被災時の避難生活で食料、飲み水とともにトイレが使える状態を確保しておくことは非常に重要な課題であると言えます。本年3月13日付の東奥日報記事で、「災害時トイレ不十分8割」の記事が報じられました。避難所の災害用トイレが十分確保されているかとの新聞社が行った自治体に対するアンケートで、我が町は現状を確保されていないとし、今後の取組として、想定避難者数に対し備蓄数量が満たないため、継続して整備を進めるとの回答でありました。

そこで、災害時のトイレの確保について町の考えをお伺いします。1つ目は、我が町の災害用トイレの備蓄状況と今後の整備計画についてお伺いいたします。

2つ目は、避難所の施設に浄化槽と太陽光か風力の非常発電設備、トイレに用いるための雨水貯水槽を設けておけば、災害時でもその施設でトイレが確保できるということであります。既に浄化槽のある避難所に、簡易な非常発電設備と雨水貯水槽を設けることはできないか、町の考えをお伺いいたします。壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の消防団員の確保、定着を図るための取組についての1つ目、我が町の消防団の団員数等

についてであります。必要と考える団員数は、条例で規定しております定数の310名であります。現在の団員数は262名となっており、充足率は84.5%となっております。条例定数の維持と確保につきましては、令和5年度に消防団条例の一部改正により、定年制度を撤廃したところであります。今後は、地域とのつながりが深い職務に携わっている市町村職員、県職員や農協、漁業等の公共的団体職員などへの入団をさらに促進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、団員の能力向上に資する支援策についてであります。道路交通法の一部改正により、現状の消防団車両を運転するには、準中型免許が必須であるため、年齢の若い消防団員への免許取得費用に対する公費助成制度を検討しております。また、消防団員の健康、体力向上を図る取組は大変重要なものと考えておりますが、平内いきいき健康館の設備利用に関する減免制度につきましては、健康館の指定管理料などの財政的理由のほか、消防団員以外の健康増進に関心がある他町民との整合性、公平性の観点から、町としては難しいものと考えております。今後とも、最前線で町民の生命財産を守っていただいております消防団員の士気高揚のため、消防団員に必要な装備、消防屯所などの環境改善に努めてまいりたいと思っております。

次に、3つ目、消防団員への町内会からの助成等についてであります。町内会全体ではありませんが、一部町内会においては、地域防災の要となる消防団員の重要性から、助成金や補助金を支出して、消防団員の支援を行っていると同っております。

2点目の避難所の災害時のトイレの確保の取組についての1つ目、災害用トイレの備蓄状況と今後の整備計画についてであります。現在、組立てトイレを10個と簡易トイレを20個、既存の洋式トイレに設置し使用する便袋を1万1,000回分を備蓄しております。また、令和4年度には、株式会社ナガワと仮設トイレ等の機材の提供を受ける協定を結んでおり、太平洋側海溝型地震での避難者数の想定は2,500人とされており、現在の備蓄数量では不足するため、必要数を確保するよう今後も備蓄を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目、浄化槽が設置されている避難所への簡易な非常発電設備と雨水貯水槽の設置についてであります。避難所となっている施設に、非常用発電設備や雨水貯水槽ができるのが望ましいとは思いますが、設置費用や維持管理が必要であることを考えると、実際は難しい状況であります。現在、町では、備蓄を進めている災害用トイレは使用の際に、水を必要としないため、災害により水の使用ができない環境においても使用できることが利点であるため、今後、備蓄が進めば、非常用発電設備や雨水貯水槽を設置しなくても対応可能と考えております。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田議員。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） まず、1つ目の消防団の確保、定着を図るための取組の中の2つ目の各種資格の支援策で、取りあえず準中型免許に対する公費の助成というのを考えておられるということだったんですが、そのほかの公費助成、免許ということであれば、例えば危険な窒息というか、酸素の足りない条件ですとか、ちょっと毒ガスではないんですけども毒性のあるような発生した場所での作業というのはなかなかないと思うんですけども、そうしたところの状況に直面したときに、少なくとも資格を持って知識を持っている人が団員の中であれば、団員が二次災害、二次被災を受ける可能性が減るわけですので、そうした形での方面での資格に対しても公費助成というのをさせていただきたいと思うんですが、それはどうでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、消防署長。（「はい」の声あり）

消防監消防署長（木村秀人君） ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

毒性ガス、そういう場面の消防団の活用という話で、それに対しての助成という話なんです。ま

ず、そういう危険な場所には、消防団の活動はしてはいけないなと思っております。そういうときには、消防本部、予防課、そして平内消防署の救助隊が現場を仕切って、後方支援という形で消防団のほうを活用していきたいなと思っております。助成に関しては、この件に関しては考えておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君）私がちょっと今想定していたのは、酸欠に近い条件があっても、例えばその知識がないと団員の人がそれを分からないで、前に出ていってしまって、倒れてしまうということが考えられるので、団員の方々の安全確保のために知識のあるその資格を取ってもらって、こっから先は行っちゃいけないということで、団員自身が団員自身を守るというような形を想定しておりまして、そのための資格の助成というのも考えていただきたいなと思って質問いたしました。どうでしょう。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、消防署長。

消防監消防署長（木村秀人君）そういう考え方もできる、しなければならぬと思いますけれども、酸欠事故となれば、やはり消防職員が前面に立って、それに対処するというのが私たちの使命だと思っております。消防団員は、やはり現場の確保ということを考えてもらいたいと思いますので、まず酸欠というような、重大な災害現場には消防団のほうを活用しないような方向で進めていきたいなと、ただし、知識としてそのような講習、また資格を取るのも1つの手段、1つのものかとも思いますので、今後考えていきたいと思っております。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君）そうすれば消防団の方の3つ目の町内会への消防団活動の補助費の助成についてなんですが、今現在だと、消防団を抱えている町内会のほうで消防団に対して助成をしているようでありますけれども、これをもう少し助成している町内会に対して、町のほうから消防団の活動補助費という名目で幾分かその足してあげることはできないかどうかということをもう一度お聞きしたいと思えます。

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

現在のところを今考えておりません。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田議員。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）私が今、壇上でちょっとお話ししたように、平内の消防団員数は10万人当たりの人口に直すと2,600人ぐらいいるということで、もう青森県の平均の1,359人の2倍、もう東京都は百五十数名で、それに比べると圧倒的に組織率がいい状態であります。これがどういう状態でこの組織が維持されているのかというのが全く分からない状態ではあるんですけども、先般より議会や消防庁のほうから団員個人のほうに報酬を直接支払うようにということで、今まで恐らくそうした団員個人の報酬などから、一部この徴収した形で、消防団の活動のうち一部が賄われていたところがなくなった状態になっています。これに対して、何らかの手を打たないと、現在の組織力を維持できなくて、あっという間に下がっていってしまう危険性がありまして質問させていただいた次第です。改めて、地域防災のため町内会から町内会が持っている消防団に対する助成というのを何とかして出していただきたいという気持ちはあるんですが、改めてどうでしょう。

議 長（船橋健人君）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

消防団への町内会の助成に関しては、消防のほうで調べていただきまして、地域によってばらつきがあるんですよ。例えば清水川分団であれば、年間で25万円お支払いしているということもありますし、あと少ないところであれば、藤沢分団であれば2万円とか、地域によってばらつきもありますし、あとやってないところに関しても正月に消防の札を売ったりした中身から、活動費を捻出しているということもありますので、こちら辺、なかなか地域によってばらつきもあったりしてそれを統一するのはなかなかやっぱり地域間のやっぱり温度差もあったりするということもありますので、なるべく町としての考え方を直接町内会にお出しするというよりも、装備面とか、そういう面で、町として一生懸命消防団の方が困らないような形で支援していきたいと考えています。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君）例えば、新たな団員とかを勧誘するにも、やっぱり勧誘する人が時間をかけて手間暇をかけて、その人を説得したりして、団員の数を維持しているという面もあります。こうした手間暇とか、新しい団員を確保するに当たって、係るコストに関して、例えば、何か補助で助成できる手だてというのは考えていますでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

現在の町の財政状況から考えますと、なかなか厳しいものがあるかなというふうには考えております。ただし、今後、どうしても団員の確保が厳しくなった中で、地域の消防団のほうからそういう要請とかが強まってくれば、また、町の方としても協議しながら、そういうふうな形で困らないような形では支援していきたいと考えています。以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君）できれば、なるべく組織力が維持できているうちに、何らかの手だてを講じていただければと思います。

それでは、次の災害時のトイレのほうの再質問に移らせていただきます。

今現在、簡易トイレなどの備蓄が進めば、対応する浄化槽を生かすための簡易な非常発電設備とか、雨水貯水槽というのはわざわざ準備しなくてもよくなるのではないかということのお返事ではありました。しかし、普通に施設についているトイレを使える状態というのが避難している人にとっては心の健康の在り方にとっては非常に重要なことではないかと思っております。私、質問時では、雨水貯水槽というのを地面に埋め込むのを想定していましたが、例えば消防団の観閲式のときにあったような水をためるようなプールみたいなものを置いておいて、何かのときにそれを展開して、川の水などでもいいので、消防車で何らかのくみ上げるものでくんで、そこにためておくだけでもまた違うのではないかなと考えておりますし、太陽光や風力のものについては、設備が維持できる程度の容量のあるものであればいいので、何ていうか想定している金額がどのぐらいになるのかというのはちょっと分からないですけれども、その費用面でも、何とか頑張れるのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

簡易型のトイレに関しては、現実的に考えるのはマンホール型のトイレが被災された場合に、一番いいのではないかということとはちょっと町のほうでは考えておるんですけれども、なかなかマンホール型のトイレを設置するとなりますと、新規に例えば体育館を建設した際に、下水道に直結するよう

な形のマンホール型のトイレを10基ぐらい設置して対応したりとかやるケースがあるんですけども、なかなか費用がなかなかかさむ、また、新規に建築する公共施設がなかなか難しいと、既存の場合だとなかなかやっぱりこれから設置するとなると、そこに避難するかどうかというのを考えていかなければいけないので、設置場所もかなり数多くなってしまうと費用面でなかなか難しいだろうと、あと太陽光のやつも一応調べたところ、1基当たりの簡易型トイレでも300万、400万もかかるという状況の中、例えば平内町の避難所に全て配置するとなっても、かなりの費用面がかかると、ですから、今のところ協定している災害時に例えば連携して対応していただける企業様がありましたので、そこからの支援とか、また、県のほうも災害備蓄の関係で予算を倍額したそうだとということも伺っておりましたので、あと県のほうで保管している施設が、県立高校に避難器具を配置しているということです、平内町であれば、青森工業さんとか、青森商業さんとかが近くにありますので、スピーディーに例えばそこから災害があった場合には運んでいただける、将来的には先ほどの先日、県の会議でもあったんですけども、この災害備蓄に関しては、国がやっぱり責任を持って予算をつけていただいて、町とか、財政力が弱いところに配備していただきたいということでは、皆さんの中で要望したりしておりましたので、そういう取組の中で災害が発生したときに、トイレ難民にならないような形で努力していきたいと考えております。以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田議員。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） なかなか費用がかさむということで全てに設置することはできないとの答弁ではありました。ただ、災害の対処能力というのは、どれだけ対処能力を強靱化できるかっていうのは1つの手でなくて、幾つかの違う対処方法を組み合わせることで、Aという手ができなくなってもBという手段がある、BができなくてもCという手段があるという形で、災害に対応できる状態になるものと考えております。全ての施設ではなくても、やりやすいところを何か所か試験的に整備しておいて、実際、これはもう災害になったときにしかその真価が分からないということではありますが、試験的に数か所でも整備していただければと考えております。どうでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

県の交付金とか、県補助金、また国の補助金などがありましたら、それをなるべく活用しまして、町の負担がなるべく少ない形でそういうものが整備してできるのであれば、積極的にそれは整備していきたいと考えています。以上です。

議長（船橋健人君） 以上で5番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で……（「発言の許可をお願いします」の声あり）はい、畑井勝廣君。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

9 番（畑井勝廣君） 今日は一般質問で非常に緊張感を持った一般質問で、久しぶりにうれしいなと思って聞いておりました。

その中で、議員間の私語、やっぱり真剣に話をしているのであるから私語は慎むべきだと、こう思いますので、その点について議長、後から議運でも何でも開くなりして議論してもらえればと。

また、私の認識の限りでは、議場、委員会において、自分の席から離れる場合は、その議長、委員長の許可を得て離れる、そういう認識でございましたが、ここ4年間、私いなかったものですから、暗黙の了解になっているのかどうかその辺について議論願います。

議長（船橋健人君） 本会議中、議場を退席する場合は、これは当然議長に報告しております。今日も木村副議長がちょっと病院のほうへ風邪気味で、あるいはコロナとか、そういうあれがあれば駄目

なので、途中退席しますよということは、私に報告しております。それは私が許可しております。

そういうことで、今、畑井議員から話があったように、やっぱり議場では今日も傍聴者がたくさん来ております。そういうことで、各自申合せとか、そういうのを言わなくても、やっぱり議員としてのモラル、その辺は皆さんもう議員ですので、こちらから言わなくてもその辺はひとつ気をつけて、もしそういう事態があった場合は、私、あるいは議運の委員長のほうから注意喚起する場合もありますので、ひとつ全議員よろしくお願いします。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2 質 疑

議 長（船橋健人君） それでは、日程第2、「報告第8号」、「報告第9号」及び「議案第42号」から「議案第52号」までの以上13件を一括して議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

◇

日程第3 議案付託

議 長（船橋健人君） 日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「報告第9号」、「議案第42号」、「議案第43号」及び「議案第52号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日13日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日13日は休会とすることに決定しました。

来る6月14日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午後2時54分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、報告第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 日程第 3、議案第 4 4 号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第 4 5 号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第 4 6 号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第 4 7 号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 7、議案第 4 8 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第 4 9 号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第 5 0 号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕
- 日程第 10、議案第 5 1 号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕
- 日程第 11、平内町選挙管理委員の選挙
- 日程第 12、平内町選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第 13、発議第 3 号 平内町議会活性化特別委員会設置案
- 日程第 14、発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案
- 日程第 15、議員派遣の件
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君

福祉介護課指導監	須藤昌毅君	健康増進課長	大水要君
健康増進課指導監	森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長	三津谷博君
水産商工観光課長	畑井幸治君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	近藤吏君	会計管理者	田中正美君
平内中央病院事務局長	小形正樹君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君
生涯学習課長	小林正人君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局長補佐 石岡 むつき

振鈴（午前１０時 開 議）

議 長（船橋健人君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が１２人でありますので、会議は成立します。
本日の会議は、議事日程表第３号により進めます。



日程第１、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第１、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告が提出されました。会議規則第３７条の規定により「報告第９号」、「議案第４２号」、「議案第４３号」及び「議案第５２号」の以上４件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、６番田中茂勝君。

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君）皆さんおはようございます。

それでは、総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第９号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和６年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第４２号 令和６年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第４３号 令和６年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第５２号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」以上４件について、６月１３日審査会を開き慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので御報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「議長、討論ないの」の声あり）

討論は、両方の委員長の報告が終わってからといたします。（「終わってからにするの」の声あり）

議 長（船橋健人君）５番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第４２号 令和６年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部

分以上1件について、6月13日審査会を開き慎重審査の結果、「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。（「はい、9番」の声あり）

9番（畑井勝廣君）「議案第42号 一般会計補正予算」債務負担行為補正の反対討論を申し上げます。

物価高騰などにより、当初の35億円では収まらず、現役場庁舎の解体除去費、外構工事費、中型バス等車庫建設費、新庁舎備品、引っ越し費用、情報システム移転、防災無線は外だしとなることでありました。公共施設設備基金または財政調整基金を投じて、賄えるかも不透明であります。今後、予期せぬ追加費用が発生し、これら基金で賄えなくなった場合、町情勢の負担が増大するリスクが大きすぎます。このことから、リース契約によって、経常収支比率がどの程度変動するかも検討する必要があります。経常収支比率が理想的な70%から80%の範囲を超える場合は、財政構造の弾力性が低下し、将来的な財政上のリスクが高まる可能性があると考えます。

町長は一般質問の答弁で、子どもは宝だと話しております。その宝の子ども達に、こんなに重い債務負担を課せ、新役場では庶民は幸せになりません。夢を持ちましょうよ。新庁舎建設計画の見直しが必要であります。以上のことから、反対討論といたします。

議長（船橋健人君）その他ございませんか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

7番（太田満則君）7番太田でございます。

今畑井議員も言いましたこの「議案第42号 平内町一般会計補正予算案」について、反対の立場で討論をいたします。

畑井議員も言いました、債務負担行為。役場庁舎整備事業、これが期間令和7年度から令和29年度、限度額35億円。こういう案件でございます。今回提出された案件は、前に提出審議されたものと同じような感じで付け足したような感じでございます。ただ、限度額が低すぎるので、プロポーザルに参加する予定の業者が皆、辞退したとこういうことで、前の2月議会でも業界新聞に掲載されていると、私ここで質問をいたしました。前回の額から、建物の除却分を除くとか、あるいは違う款項目から支払いするとか、そんな提案でございます。要は、近年、建設資材と物価が上昇し、支払い額が間違いなく増えるということでございます。増える額をちゃんと皆さんに明示すべきだとそういうことでございます。

議決されれば、これから23年間にわたる長い期間でございます。私は、なぜこういう大きな額、長い期間にわたるものを全額明示しないのか理解できません。その意味で反対いたします。

議長（船橋健人君）その他。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中 大君。（「はい」の声あり）

4番（田中 大君）私も議案第42号の反対討論を申し述べます。

先日配布されました資料を見ると、当初の予定より約5億円も膨らみました。これでは、町の財政規模と今後の人口減少を考えたときに一抹の不安を覚えました。このまま庁舎建設を推し進めるには、リスクや懸念が多すぎます。今ある公共施設等整備基金や財政調整基金から9億円超も投入してしま

ったら、老朽化した体育館など他の公共施設の整備計画、災害発生時は大丈夫なのでしょう。あまりにも財政負担とリスクが大きすぎると考えます。資金が一つのプロジェクトに集中することで、他に必要なプロジェクトの資金が不足するリスクがあります。新庁舎の規模を縮小するなど、様々な可能性を再度検討などの計画見直しが必要と考えます。以上で討論を終わります。

議 長（船橋健人君） その他ございませんか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

5 番（亀田弘徳君） はい。私は賛成の立場の方から討論をさせていただきます。

物事を進めていくとき、あるいはそれまで進んでいた物事を転換するとき、三つの押さえておくべき事柄があります。一つは筋を通す。もう一つは話を通す。そして、その二つに理を通してのことです。

本議案において、役場新庁舎の建設におきましては、既にですね、何回か全体協議会を開いておりまして、総建設費が嵩むということ、またプロポーザルが中止されてからですね、役場の方で我々議会の方に、なるべく金額が増えないよう、債務負担行為と基金対応予定経費を組み替えた案を説明してくれております。

この役場庁舎の建設のプロポーザルがうまくいかなかったこと、この直接的原因というのはそもそもプロポーザルの中心にあるとはいえ、背景にはですね、ロシアのウクライナ侵攻という不測の事態による物価の高騰があつて、また本格化した本邦の働き方改革がもたらすコスト上昇がどこまでどれだけなるか見極めがつかないということがあります。この情勢というのは、この短期間のことだけではなく、コスト上昇というのはあるいは10年、20年と続くであろうと、容易に想像予想できる状況であります。この中で、役場庁舎の建設をもう一度考え直すということは、今後続くコスト上昇を受け入れて、さらに2割、3割、役場庁舎の建設費用が嵩んでいくそういうことを受忍することになります。予定が後ろにずれるほどコストが上昇すると予想される中、町は速やかにプロポーザルを辞退した事業者から必要なコストがどの程度となるか話を聞き、庁舎建設のための債務負担行為と基金対応予定費を組み替え、新庁舎建設へ向けて迅速に動いております。そして、これらのことについて、全員協議会の開催を求め、我々に経緯と状況を説明しており、筋を通して、話を通してあります。

また、本定例会でも、新庁舎建設に係る債務負担行為の補正を提出しているところであります。その通してきた筋と話の中に、不測の事態にどうにかして対応したいという切実、且つ誠実な組むべき理りがあります。よって私は、この議案について賛成させていただきます。

（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） はい、私も賛成の立場で討論を行います。

町の財政がどうであるかと。県内の町村ほとんどが経常収支比率が95ということでありまして。というのは、自由に使えるお金に余裕がないと。当町の場合80ちょいと。そういう点で言えば、当町の財政から見ても余裕あるのは20%ほどということでありまして、他の町村よりは良いというふうな傾向にあります。

また、今回の債務負担行為、2年前の9月の定例会と比較した場合にどのように変わるかということで、本定例会の初日に、比較表を提出していただきました。確かに今までのこの討論の中でどうしていくというふうに上がったのかとというのも、今、討論の中で言ったとおりであります、そういう中で4億円という、前回よりも高くなつてはいるんですが、しかしながら、このリースに対してみてメリット、デメリットということで、大間町に視察に行っていました。もろもろそういうのを含めて

考えた場合に、私はメリットの方が高いのではないかと。そしてまた、この耐震による役場の新築工事、いずれは建てなければならないと。今休止した場合には、これからますます資材等も値上げしていく傾向にあるのではないかという思いであります。というのであれば、今現在、前に進むということでは、この債務負担行為に対して私はよろしいんじゃないかということで賛成の討論といたします。

議 長（船橋健人君） その他ございませんか。

なければ討論を終結します。

本案件は、異議がありますので、起立によって採決します。「報告第9号」、「議案第42号」、「議案第43号」及び「議案第52号」の4件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立者：1番船橋侑雅君、2番荒内 護君、3番内海 伸君、5番亀田弘徳君、6番田中茂勝君、8番倉内清一君、10番田中光弘君、11番木村良一君）

議 長（船橋健人君） 賛成多数です。

したがって、「報告第9号」、「議案第42号」、「議案第43号」及び「議案第52号」の4件は、委員長報告のとおり報告は「承認」、議案は「可決」されました。

（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君） 少々申し上げたいことがあります。

本案に対しては、今各常任委員会に付託された案件が採決されたということでありまして、この議案に対して、常任委員会の方で、賛成といいますか認めた議員の方で、今の議決で反対された議員がおりますが、これに対して少々存念を聞きたいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長（船橋健人君） 暫時休憩いたします。議運のメンバーをお願いします。

（午前10時18分 休 憩）

（午前10時39分 再 開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し会議を再開いたします。

先ほど、採決の結果、「報告第9号」、「議案第42号」、「議案第43号」及び「議案第52号」の4件は、委員長報告のとおり報告は「承認」、議案は「可決」されました。

議 長（船橋健人君） 日程第2。

（「議長、議長」の声あり）

9 番（畑井勝廣君） どうして今休憩に入って、その内容はどのような内容なんですか。

議 長（船橋健人君） その内容は、終了後報告します。（「ちょっと待って、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい。

9 番（畑井勝廣君） 議運でこれらのものを精査しないで、議運そのものが議会を円滑に進めなければならない、そういう職にある中で、こういう事態が起きるのが大体にして、いかななものかと思えますよ。

議 長（船橋健人君） これは全議案終了後、私の方から報告いたしますので、御了承ください。（「私は後で質問いたします」の声あり）



日程第2、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕

議 長（船橋健人君）日程第2、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」を議題とします。

本案について、説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「報告第8号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第8号」は「承認」されました。



日程第3、議案第44号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第3、「議案第44号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第44号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）今回のこの役場庁舎の移転の件でございますが、私は新しい場所に町のそれこそ活性化を求めるような場所。今の予定している少年院跡地にそういう場が設定できるのかと。私はできないんじゃないかと。ちゅうのは第1の理由は、間違いなく私の方の人口は今減ってきています。ついこの前1万人切った。そう言ったらもう9000なんぼ。あと20年もしないうちに、人口5000人を切るこのような状況の中で、まるっきり新しいところに新しいまちをつくる。私は町を潰してしまうんじゃないか、にぎわいをなくしてしまうんじゃないかと。現に町の商店会、商店の人たち確かに前ほどは活気もなく、シャッター街になってますけども、これが役場が向こうに行くようになれば、ますます加速するんじゃないかなと私はこう思っております。ですので、今20年とこう言いましたが、20年もしないうちに、多分私も20年って喋ればここにいる自信もないし、またこの中にいる人たちでもなかなか20年後私元気であのときのことって喋れる人少ないんじゃないかなと思う。そのためにも、将来残る人たち、もしかすれば子ども、孫たちにも自信を持って、私らあそごきやったんだねとこう言えるような状況にするべきだと。そういう意味で私はあそこの場に行つて、にぎわいを創出できる。あるいは、町を存続するためにあそこの場がふさわしいと、そういう今回の移転には反対でございます。以上でございます。

議 長（船橋健人君）はい、その他ございませんか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、亀田議員。

5 番（亀田弘徳君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず一つに、本条例案の改正に関しては、既に位置は変更になっておりまして、ただそれを施行する期間をあと2年延ばすということでもあります。移転に関わるということではなくて、既に位置は決まっていて、それを施行する期間をあと2年延長して、その時点のどこかでその施行するという形での改正の案であります。

今回の2年の延長というのは、元々うまくいっていたらよかったんですけども公募型のプロポーザルがうまくいなくて、また公募型のプロポーザル以外にいろいろと役場新庁舎を建設するにあたってうまく話を通すためにどうすれば良いかという検討がある中で、時間がどうしてもずれ込むということで2年の延長の条例案ということでもあります。

そういったことありますので、また今の定例会におきまして、ただ先ほど債務負担行為に関する案件が可決したものでありますので、本条例案について賛成させていただくということでもあります。

議長（船橋健人君）その他ございませんか。討論を終結いたします。

これより採決します。採決は起立で行います。「議案第44号 平内町役場の位置を変更する条例の一部を改正する条例案」に賛成の方の起立を求めます。

（起立者：1番船橋侑雅君、2番荒内 護君、3番内海 伸君、5番亀田弘徳君、6番田中茂勝君、8番倉内清一君、10番田中光弘君、11番木村良一君）

議長（船橋健人君）起立賛成多数であります。

したがって「議案第44号」は「可決」されました。



日程第4、議案第45号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第45号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第45号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第45号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第45号」は「可決」されました。



日程第5、議案第46号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第46号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第４６号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４６号 投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４６号」は「可決」されました。



日程第６、議案第４７号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

議長（船橋健人君）日程第６、「議案第４７号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第４７号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４７号 平内町条例で定める申請書等の押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４７号」は「可決」されました。



日程第７、議案第４８号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第７、「議案第４８号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「議案第４８号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４８号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４８号」は「可決」されました。



日程第８、議案第４９号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第８、「議案第４９号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、学校教育課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第４９号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４９号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４９号」は「可決」されました。



日程第９、議案第５０号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕

議 長（船橋健人君）日程第９、「議案第５０号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第５０号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第５０号 工事の請負契約について〔平内町防災行政無線機能強化工事〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第５０号」は「可決」されました。



日程第１０、議案第５１号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕

議 長（船橋健人君）日程第１０、「議案第５１号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」を議題

といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第５１号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第５１号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第５１号」は「可決」されました。



日程第１１、平内町選挙管理委員の選挙

議 長（船橋健人君）日程第１１、「平内町選挙管理委員の選挙」を行います。

被選挙人は、４人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、伊瀬谷優豪君、平内町大字小湊字後菰６５番地３。田中明子君、平内町大字清水川字大川添３６番地。對馬 博君、平内町大字小湊字愛宕８番地６。蝦名鉄美君、平内町大字小豆沢字茂浦沢１２１番地９。以上４人を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。よって、伊瀬谷優豪君、田中明子君、對馬 博君、蝦名鉄美君。以上の４人が選挙管理委員に当選されました。



日程第１２、「平内町選挙管理委員補充員の選挙」

議 長（船橋健人君）日程第１２、「平内町選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

被選挙人は、４人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、後藤雅之君、平内町大字茂浦字浦田4番地。大水美代子君、平内町大字小湊字小湊84番地1。田中正樹君、平内町大字小湊字小湊41番地1。江戸正良君、平内町大字口広字川向口広沢4番地2。以上4人を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。よって、後藤雅之君、大水美代子君、田中正樹君、江戸正良君。以上の4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の選挙を指名推選で行った場合は、委員を補充する順位を定めることになっております。順位を定める方法は、くじで行います。くじは抽選棒で行いますが、補充員にそれぞれ番号を付し、その番号順に抽選棒を引き、引いた番号を順位にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、補充員の順位は抽選棒の番号とすることに決定しました。補充員の後藤雅之君には1番、大水美代子君には2番、田中正樹君には3番、江戸正良君には4番の番号を付します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番船橋侑雅君、3番内海 伸君、5番亀田弘徳君を指名します。くじを行いますので、立会人の立会をお願いいたします。

事務局職員石岡事務局長補佐にくじを引かせます。

（抽選）

議 長（船橋健人君）くじの結果を報告します。補充員の順位は、1番江戸正良君、2番田中正樹君、3番大水美代子君、4番後藤雅之君と決定しました。



日程第13、発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案

議 長（船橋健人君）日程第13、「発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案」を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番倉内清一君。

（「はい、8番」の声あり）

8 番（倉内清一君）それでは、「発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案」について御説明申し上げます。

全国的にも議会の改革や活性化が叫ばれる中、県内の町村で4番目となる、平内町議会基本条例を平成31年3月定例会において、満場一致の議決のもと、制定いたしました。

議会基本条例は制定して終わりではなく、この条例に定める理念及び原則を尊重し、議会活性化と機能の強化を図るとともに、これからの議会の進むべき道を明確にし、住民自治の根底をなす機関で

ある議会において、住民の代表としてこれまで以上に責任と役割を果たす必要があります。

よって、これまでの議会活性化への取り組みを調査、検証し、議会の機能を時代に合わせ、本議会の充実と発展を図るために、再び議会活性化特別委員会を設置することを提案するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員他4名の連名により、提案した次第でありますので、議員皆様の御賛同を得まして、議決を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 平内町議会活性化特別委員会設置案」については「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第3号」は「可決」されました。

お諮りします。ただいま設置されました「平内町議会活性化特別委員会」の定数であります、委員会条例第5条第2項の規定により6名にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「平内町議会活性化特別委員会」は6名とすることに決定しました。

お諮りします。「平内町議会活性化特別委員会」委員には、1番船橋侑雅君、2番荒内 護君、3番内海 伸君、5番亀田弘徳君、10番田中光弘君、11番木村良一君の以上6名を指名したいと思います。これを御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「平内町議会活性化特別委員会」委員に、ただいま指名の方々を選任することに「決定」しました。

それでは、「平内町議会活性化特別委員会」をただちに3階会議室に招集いたします。「平内町議会活性化特別委員会」組織会開会のため暫時休憩いたします。

（午前11時22分 休 憩）

（午前11時28分 再 開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、「平内町議会活性化特別委員会」から正・副委員長の選任について報告がありました。「平内町議会活性化特別委員会」委員長には田中光弘君、また副委員長には荒内 護君が選任されました。委員長及び副委員長を御紹介します。自席での御挨拶をお願いします。

10番（田中光弘君） はい、ただいま委員長に選出されました田中光弘です。職務を全うしていきたいと思っておりますので、議員各位の皆様の御協力よろしくお願いいたします。

2 番（荒内 護君） 副委員長に推薦されました荒内護でございます。委員長を補佐し、より良い委員会にしていきたいと思っております。皆さんで心一つに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（船橋健人君） 以上で紹介を終わります。

◇

日程第 14、発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案

議 長（船橋健人君） 日程第 14、「発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8 番、倉内清一君。（「はい、8 番」の声あり）

8 番（倉内清一君） それでは、「発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案」について御説明申し上げます。

10 月より始まる県の小・中学校給食費無償化の取組は都道府県単位で初であり、県内 40 市町村の内、現に実施している 17 市町村に加え、新たに 17 市町村が実施する運びとなったことは歓迎するところです。

しかし、無償化を実施している当町としては、交付金が第一段階の給食費、また、他の既存事業にも充当できないこと、しかも、第二段階の新たな子育て支援事業に対しては 10 割ではなく、8 割相当の交付には納得できない不公平な制度と云わざるをえません。

当町も財政力指数が低く財政規模も盤石ではありませんが、給食費無償化の財源捻出に事業を削るなど工夫を練って取組んでいます。

以上のことから、「青森モデル」の推進のため、無償化の実施、未実施にかかわらず、一律の制度となるよう、私が提出者となり、田中茂勝議員他 4 名の連名により、提案した次第でありますので、議員皆様の御賛同を得まして、議決を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げ提案説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第 4 号 「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の県内市町村一律の制度を求める意見書案」については「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第 4 号」は「可決」されました。

◇

日程第 15、議員派遣の件

議 長（船橋健人君） 日程第 15、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第 129 条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については「承認」することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了いたしました。

なお、会議中、畑井勝廣議員の休憩中の結果をお知らせくださいという話でございました。

過去、委員会賛成して本会議で反対、ましてや討論ということは、今まではなかったわけです。そうすることで、私議長としても、判断がなかなかできなかったということから県の方から、休憩中に聞きました。その結果、委員会では、賛成の判断をして本会議で、反対ということもありうるということで、反対するのは、駄目とは言えないと、そういう結論でございました。ただ、本議会、今までそういう事案がなかったもので、暫時休憩し、県の方の指導を仰いだ次第であります。

しかしながら結果としては、採決の結果、可決、承認されておりますので、異常はないということでしたので、皆さんにお知らせしておきます。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） 畑井勝廣議員。（「はい、9番」の声あり）

9 番（畑井勝廣君） 今議長の方から県の方問い合わせしたということで理解得たものでございますが、平内町議会会議規則第86条では、委員会でそういう反対であっても、本会議では認めるということを今、議長の説明であり、これはもうはっきり出ている中で、議運が、悪い言葉で議長ちょっと言わせてもらいます。議運ちょっと勉強不足だよな、これだけ混乱させで。やっぱりその辺のものについても、議運は議会をスムーズに進めるその任務を忘れてはならない。そういう思いで今発言しているところであります。以上です。

（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘議員。

10番（田中光弘君） 一般会計での反対討論、賛成討論。私は、一般会計とは全然関わりない案件であるということで、私も議運の委員ですがちょっとびっくりいたしました。本来であれば、あの反対討論の内容、賛成討論の内容というのは、「議案第44号の平内町役場の位置を変更をする条例の一部を改正する条例案」ここで討論すべきであるです。一般会計の補正予算とは全然関係のないことで

す。

ということで、今、畑井議員がおっしゃいましたが、そもそも一般会計補正予算案の議案で討論が出るとは思っていませんでした。討論を行うとなれば、議案第44号で出すべきだと思っておりました。以上です。

議 長（船橋健人君） 両議員の発言ありましたけれども、我々、議会も今までそういう事案がなかったので確かに勉強不足でございました。通常であれば、委員会で賛成すれば、本会議では、賛成とするものと、こういう認識でおったのがそれが今県の方の指導で、そういうこともありうるということを確認しましたのでこれからそういうあれをしていきたいと思います。議運についても、そういう今まで事例がなかったので、なかなか事例が出ないと勉強といいますが、全部、100%いろんなあれを把握しながら会議に臨むというのは、できる人がいるかもしれませんが、なかなか難題な部分もございましたので今回の事例を肝に銘じて、いろんな私初め議会運営委員会でも各議員、その辺いろいろと勉強してもらえればというふうに思います。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、倉内議員。

8 番（倉内清一君） 議会運営委員長として、ちょっと見苦しいことあったことは確かに素直に謝ります。しかしですね、委員会で、賛成、反対もなくですね。意思表示しなくて、突如本会議で討論、やっぱりこれは議会を進めていく中では、やっぱりちょっと無理なのではないかと、やっぱり委員会で反対なら反対ということで意思表示しながら、それで本会議で、反対討論を述べるなら、これはわかります。ということで、その辺も皆さんにお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（船橋健人君） はい。3名の議員の方からもいろんな意見が出ました。

こういったことを踏まえてですね、これからスムーズな議会運営を進めてまいりたいと、そういうふうに思いますので議員の皆さん御協力方よろしくお願いします。

それでは定例会全日程終了しましたので、閉会にあたりまして、町長より御挨拶があります。

（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日開会いたしました本定例会では、専決処分した事項の報告及び承認を求める件、今年度一般会計補正予算案、条例の改正案など合わせて13件御提案申し上げておりましたが、本日全案件ともそれぞれ御承認、御議決をいただき、誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方には、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和6年第2回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午前11時43分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員